

事務事業概要

平成 2 7 年 度

京 都 市 建 設 局

目 次

機構	1
事務事業の概要	8
重要事務事業概要	17
建設企画部建設総務課	22
1 職員数.....	22
2 予算概要.....	24
3 市会.....	33
4 指定管理者制度.....	35
建設企画部建設企画課	37
1 公共事業評価の実施.....	37
2 公共土木施設のマネジメントに係る取組の推進.....	37
3 国, 京都府, 京都府警等との事業調整.....	37
4 「京（みやこ）のみちデザイン指針」及び 「京（みやこ）のみちデザインマニュアル」の運用.....	38
5 道路事業の新設, 改良の調整・計画等.....	38
6 街路事業の新設, 改良の調整・計画等.....	38
建設企画部監理検査課	39
1 京都市技術管理委員会の運営.....	39
2 建設局事業推進委員会の運営.....	39
3 建設局技術審査委員会の運営.....	39
4 土木工事の積算基準の管理・運用.....	39
5 土木工事等の監理及び検査.....	39
6 公共事業コスト構造改善.....	40
7 建設副産物のリサイクル推進.....	40
8 建設事業高度情報化の推進.....	41
9 技術研修の実施.....	41
10 建設業界団体の指導・育成.....	41
11 本庁課・室の車両管理.....	41
土木管理部土木管理課	44
1 道路の維持補修.....	44
2 交通安全施設等整備事業.....	44
3 路面復旧受託工事.....	45
4 舗装新設.....	45
5 私道整備助成.....	46
6 災害復旧事業.....	47
7 水防事務組合.....	47

8 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る損害賠償	47
土木管理部橋りょう健全推進課	48
1 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の推進	48
2 鳴滝橋(国道162号)災害復旧事業の推進	50
土木管理部河川整備課	51
1 総括	51
2 京都市河川整備方針	52
3 「京都市水共生プラン」の推進	53
4 都市基盤河川改修事業	53
5 水辺環境整備事業	55
6 「普通河川整備プログラム」に基づく対策の推進	57
7 「雨に強いまちづくり」の推進	58
8 排水機場の管理	58
土木管理部道路河川管理課	61
1 道路の占用	61
2 道路工事調整会	62
3 アーケード連絡協議会	62
4 「道路ふれあい月間」運動 ― 8月10日は「道の日」 ―	62
5 道路監察	63
6 看板等路上物件適正化事業	63
7 河川及び水路等の占用	64
8 不法占用対策	64
9 宅地開発等に伴う道路及び排水施設の指導	64
10 道路の現状変更	65
11 通行規制に関すること	65
土木管理部道路明示課	66
1 道路現況	66
2 道路の開設	70
3 私道の市道認定	70
4 道路台帳整備	70
5 特殊車両通行許可	71
6 道路区域明示	71
7 公共基準点維持管理	72
8 里道・水路等に関する事務	72
土木管理部土木事務所	73
1 道路, 里道, 河川及び水路の維持管理	73
2 道路附属物の新設及び維持管理	73
3 道路, 里道, 河川及び水路の改修	73

4	道路，里道，河川及び水路等の占用・使用許可等	73
5	私道整備助成の受付	74
6	所轄区域	74
自転車政策推進室		75
1	総合的な自転車政策の推進	75
2	自転車走行環境の整備	75
3	自転車等駐車場の整備	76
4	自転車の安全利用の推進	78
5	放置自転車等対策（啓発及び撤去）	78
6	放置自動車対策	80
7	一般財団法人京都市都市整備公社	87
道路建設部道路建設課		88
1	都市計画道路整備事業	88
2	道路改良及び橋りょう整備事業	89
3	鉄道の立体交差化事業	90
4	広域幹線道路網の整備推進	91
道路建設部道路環境整備課		93
1	交通安全施設等整備事業	93
2	無電柱化事業の推進	94
3	自転車通行環境整備事業	95
4	四条通歩道拡幅事業	95
道路建設部用地課		97
1	公共用地の取得	97
2	補償金額の算出	97
3	移転立ち退き資金融資制度	97
みどり政策推進室		98
1	都市公園の概要	98
2	現状	100
3	「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進	101
4	緑化施策	101
5	梅小路公園	102
6	大宮交通公園	104
7	宝が池公園子どもの楽園	105
8	円山公園	106
9	街区公園の整備	107
10	街路樹	107
11	公益財団法人京都市都市緑化協会	110
みどり管理事務所		111

1 都市公園の維持管理	111
2 各種許可	111
都市整備部（市街地整備課・整備推進課・南部区画整理事務所）	112
1 土地区画整理事業の概要	112
2 施行中の土地区画整理事業	115
3 各地区の進捗状況	117
4 太秦東部地区第一種市街地再開発事業	118
5 山科駅前地区第一種市街地再開発事業	118
6 京都駅南口地区第一種市街地再開発事業	119
7 京都シティ開発株式会社	120
建設局過去10年の歩み	121

第1 機構・役付職員一覧

職名	氏名(*=課長補佐)	備考(兼職等)
技術監理監	河嶋 敏郎	
建設局長	藤原 正行	
土木技術・防災減災担当局長	宮川 邦博	(都市計画局土木技術担当局長兼職) ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチームリーダー
建設企画部長	岩崎 清	(行財政局防災危機管理室担当部長兼職)
技術総括担当部長	市橋 英人	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチームリーダー, ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
担当部長	大西 功	土木管理部長兼職
担当部長	中村 豊彦	みどり政策推進室長兼職
建設総務課長	伊藤 誠司	
人材育成・監察・事業所改革担当課長	上田 励	(土木管理部土木管理課担当課長兼職)
庶務係長	松浦 裕之	
計理係長	西田 兼治	
労務係長	* 筧 龍	
担当係長	面川 岳	(土木管理部土木管理課担当係長兼職)
建設企画課長	森 知史	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員 ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
調査係長	山村 薫	
社会資本政策係長	村田 隆	
企画調整係長	向井 祐輔	
道路計画係長	内山 秀史	
担当係長	富取 大輔	京都府へ派遣
監理検査課長	川越 順二	
調整係長	新井 ひかる	
進行管理係長	上嶋 晃弘	
技術管理第一係長	藤田 隆	
技術管理第二係長	荒木 寿孝	
検査第一係長	* 山崎 政和	
検査第二係長	池田 敏雄	
検査第三係長	平本 賀也	
土木管理部長	大西 功	(建設企画部担当部長兼職, 文化市民局市民スポーツ振興室担当部長兼職)
道路防災担当部長	谷口 一朗	
河川防災担当部長	石原 敏彦	関西広域連合本部事務局参与
土木管理課長	平井 忠之	(文化市民局市民スポーツ振興室担当課長兼職)
業務統括担当課長	岸 光彦	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)
防災調査担当課長	堀川 浩	
担当課長	芦田 正	(土木管理部河川整備課担当課長兼職)
管理係長	奥村 成利	
計画調整係長	藤井 那保子	

橋りょう健全推進課長	担当係長	馬場 昭光	
	防災調査係長	土屋 篤志	
	担当係長	杉原 正明	(建設企画部建設総務課担当係長兼職)
	担当係長	高比良 泰幸	
	調整係長	橋本 雅文	
	橋りょう第一係長	* 花水 憲二	
	橋りょう第二係長	服部 泰典	
	橋りょう第三係長	山本 泰弘	
	河川整備課長	石塚 憲	
	設備管理担当課長	木下 登	
	調整係長	山上 雅美	
	水辺環境計画係長	金森 敦司	
	整備第一係長	西川 幸樹	
	整備第二係長	西條 裕一	
	設備第一係長	山内 均	
	設備第二係長	鈴木 理光	
	設備第三係長	香山 哲也	
	担当係長	岩城 大祐	
道路河川管理課長	技術調整担当課長	高見 壯一	
		松田 尚也	
	調整係長	加藤 努	
	道路占用係長	出原 真紀	
	路上物件適正化係長	* 高山 浩明	
	河川占用係長	清水 達也	
	担当課長補佐	* 星野 和之	
	技術審査係長	小川 信行	
	開発調整係長	井上 豊司	
	指導係長	* 新井 貴雄	
	担当係長	大西 勝重	道路管理センターへ派遣
	道路明示課長	東川 洋平	
	調整係長	渡邊 友季子	
	明示第一係長	清水 康平	
	明示第二係長	福井 良一	
	明示第三係長	稲田 寧	
	台帳係長	* 山本 篤史	
北部土木事務所長	次長	秋山 智則	
		杉田 英雄	
	事務係長	難波 勝司	
	技術調整係長	(次長事務取扱)	

	維持監理係長	山本 一秀	
	適正化推進係長	* 久保 孝	
	工事係長	山口 敬弘	
左京土木事務所長		梅原 龍哉	
次長		今西 勉	
	事務係長	(次長事務取扱)	
	技術調整係長	児玉 英二	
	維持監理係長	青木 義春	
	適正化推進係長	田中 朋貴	
	工事係長	古坂 茂	
東部土木事務所長		藤井 豊	
次長		小峰 博	
	事務係長	田中 久範	
	技術調整係長	藤田 剛史	
	維持監理係長	福村 隆弘	
	適正化推進係長	岩城 貴哉	
	工事係長	(次長事務取扱)	
南部土木事務所長		藤谷 剛	
次長		前場 照之	
	事務係長	* 森田 清美	
	技術調整係長	西川 秀明	
	維持監理係長	永田 智彦	
	適正化推進係長	谷口 博之	
	工事係長	(次長事務取扱)	
西部土木事務所長		田中 伸弥	
次長		小川 実	
	事務係長	(次長事務取扱)	
	技術調整係長	今井 徹	
	維持監理係長	森田 秀利	
	適正化推進係長	栗山 孝義	
	工事係長	寺田 豊	
	担当係長	大野 晃司	
京北・左京山間部土木事務所長		小泉 哲	(都市計画局都市景観部開発指導課担当課長兼職)
次長		新谷 隆司	
	管理係長	(次長事務取扱)	
	担当課長補佐	* 遠山 敏宏	
	担当係長	沖島 一稔	
	担当係長	山口 勝広	(都市計画局都市景観部開発指導課勤務兼職)
	担当係長	堀江 淳嗣	
西京土木事務所長		笠谷 昌宏	

	次長	小島 勉	
		事務係長	前川 洋一
		技術調整係長	(次長事務取扱)
		維持監理係長	山口 八朗
		適正化推進係長	沖 恵太
		工事係長	金綱 信樹
	伏見土木事務所長		金倉 正展
	次長	中田 秀彦	
		事務係長	(次長事務取扱)
		技術調整係長	石田 浩一
		維持監理係長	前田 光一
		適正化推進係長	服部 康司
		工事係長	五井 雅人
	自転車政策推進室長		森元 正純 (都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職)
	自転車企画課長		長谷川 昌史
		調整係長	小川 健一郎
		撤去啓発係長	小粥 均
		担当係長	田賀 千津
	総合計画推進課長		朝山 勝人 (ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム員)
		計画推進係長	青柴 勝
		基盤整備係長	向井 康
	啓発指導課長		中山 裕二
		撤去指導係長	宮崎 正義
	担当課長		安藤 重樹 都市整備公社へ派遣
	道路建設部長		横木 孝司 (都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職), 四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員, ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム員, 関西広域連合本部事務局参与
	事業促進担当部長		小川 晃弘 (都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職), 四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員, ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチームサブリーダー
	道路建設課長		加地 弘和
	事業促進第一担当課長		小田 宏一
	事業促進第二担当課長		長尾 由規夫
		調査係長	加賀見 和美
		事業担当課長補佐	* 角南 浩之
		事業担当課長補佐	* 黒井 賢司
		事業担当係長	小川 雅彦
		事業担当係長	三尾 敏郎
		事業担当係長	藤澤 宏太
		事業担当係長	西田 勤
		事業担当係長	石塚 強
		事業担当係長	安田 直弘

道路環境整備課長	西 靖彦	
	事業促進担当課長	
	永田 盛士	
	調整係長	
	中務 智絵	
	道路環境計画係長	
	豊田 幸宏	
	整備第一係長	
	板谷 正人	
	整備第二係長	
	中井 隆裕	
	整備第三係長	
	松井 聡	
	担当係長	
	平野 孝明	
用地課長	武内 淳一	
	調整係長	
	* 萬木 善知	
	用地担当係長	
	高畠 敬介	
	用地担当係長	
	山本 重雄	
	用地担当係長	
	山内 純	
補償担当課長	宮川 和久	
	補償審査係長	
	* 時岡 佳弘	
	補償調査係長	
	* 太田 卓朗	
	(土木管理部土木管理課担当課長兼職，行 財政局財政部財産活用促進課担当課長兼 職)	
	(土木管理部土木管理課担当課長補佐兼 職，行財政局財政部財産活用促進課担当課 長補佐兼職)	
みどり政策推進室長		中村 豊彦
緑化推進担当部長		西山 正志
公園緑地課長		三宅 義彦
公園緑地課長	調整係長	
	* 萩崎 哲郎	
	計画係長	
	渡邊 剛	
	整備係長	
	奥村 和也	
緑化推進課長		福井 博茂
緑化推進課長	緑化推進係長	
	* 山口 覚	
	道路の森づくり係長	
	小林 秀徳	
	街路樹育成係長	
	内田 仁	
公園管理課長		岩田 貴子
公園管理課長	公園管理係長	
	森 和博	
	担当係長	
	松田 浩一	
公園適正化担当課長		柴田 義隆
公園適正化担当課長	担当係長	
	高松 浩明	
業務統括担当課長		船越 利一
北部みどり管理事務所長		安田 秀亮
北部みどり管理事務所長	事務係長	
	牧 秀明	
	維持監理第一係長	
	北村 正次	
	維持監理第二係長	
	笹原 利行	
	技術係長	
	奥田 吉彦	
南部みどり管理事務所長		渡辺 大介
南部みどり管理事務所長	事務係長	
	曾和 克巳	

		維持監理第一係長	太田 剛	
		維持監理第二係長	川口 義見	
		技術係長	* 板垣 統	
	都市整備部長		徳田 達弥	
	市街地整備課長		折戸 淳	
		調査係長	酒井 良和	
		指導係長	* 中村 陽一	
		計画管理係長	大槻 圭一郎	
		再開発施設管理係長	* 棚橋 雅也	
		担当係長	近藤 亮二	都市整備公社へ派遣
	整備推進課長		田中 信治	
		事業推進係長	森本 篤	
		担当係長	福島 敏行	
	南部区画整理事務所長		長谷川 雅一	
	次長		大石 正史	
		庶務係長	長谷川 富美子	
		第三・第四地区事業係長	合木 健浩	
		担当係長	陰地 尚子	
		担当係長	杉山 幹昌	
		第五地区事業係長	齋藤 正利	
		担当係長	珠久 和孝	
		担当係長	松川 晃三	
		維持管理係長	吉川 誠	(整備推進課勤務兼職)
		積算係長	大薄 誠	(土木管理部土木管理課担当係長兼職)

四条通歩道拡幅推進 プロジェクトチーム	チームリーダー	市橋 英人	建設局建設企画部技術総括担当部長
	サブリーダー	山口 雅直	都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長
	サブリーダー	高松 幸男	都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長
	チーム員	横木 孝司	建設局道路建設部長
	チーム員	小川 晃弘	建設局道路建設部事業促進担当部長
	チーム員	福田 敏男	都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
	チーム員	橋本 幸典	都市計画局歩くまち京都推進室交通施設設計課長
	チーム員	森 知史	建設局建設企画部建設企画課長
	チーム員	永田 盛士	建設局道路建設部道路環境整備課担当課長

ひとに優しい東大路通・ 歩道拡幅推進プロジェクト チーム	チームリーダー	宮川 邦博	建設局土木技術・防災減災担当局長
	サブリーダー	高松 幸男	都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長
	サブリーダー	小川 晃弘	建設局道路建設部事業促進担当部長
	チーム員	市橋 英人	建設局建設企画部技術総括担当部長
	チーム員	横木 孝司	建設局道路建設部長

チーム員	橋本 典幸	都市計画局歩くまち京都推進室交通施設計画課長
チーム員	大岸 將志	都市計画局歩くまち京都推進室計画推進課長
チーム員	森 知史	建設局建設企画部建設企画課長
チーム員	朝山 勝人	建設局自転車政策推進室総合計画推進課長
チーム員	永田 盛士	建設局道路建設部道路環境整備課事業促進担当課長
チーム員	中山 茂	交通局自動車部運輸課長
チーム員	柳澤 幸代	東山区役所地域力推進室長

第2 事 務 事 業 の 概 要

建設企画部

1 建設総務課

(1) 庶務関係事務（庶務係長）

局の庶務，区役所等との連絡及び調整に関する事務，局に係る広報及び市会に関する事務並びに部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務のほか，局内の他の課及び室並びに課内の他の係長の所管に属さない事務を行う。

(2) 計理関係事務（計理係長）

局に係る予算，決算の調製及び予算の執行管理並びに局の物品の需給調整及び管理事務の統括を行う。

(3) 労務関係事務（労務係長，担当係長）

局の所属職員の労務管理，福利厚生及び事務所の執務環境の改善に関する事務を行う。

(4) 服務監察及び研修等関係事務（人材育成・事業所改革担当課長，労務係長，担当係長）

服務監察及び研修等に関する事務を行う。

2 建設企画課

(1) 課の庶務（調査係長）

課の庶務に関する事務を行う。

(2) 事業の計画等（社会資本政策係長）

公共土木施設のマネジメントに係る取組の推進，公共事業評価に関する事務及び高速道路に関する事務を行う。

(3) 事業の企画調整（企画調整係長）

他の局の事業に係る土木工事の調整に関する事務，局の所管する事業の連絡及び調整に関する事務並びに国直轄土木事業の実施に伴う連絡及び調整に関する事務を行う。

(4) 道路整備事業の実施方針決定のための調査等（社会資本政策係長，道路計画係長）

道路整備事業の実施方針決定のための調査，計画，連絡及び調整に関する事務を行う。

3 監理検査課

(1) 課の庶務（調整係長）

課の庶務に関する事務を行う。

(2) 事業の進行管理（進行管理係長）

局の所管に属する工事の進行管理及び技術審査に関する事務を行う。

(3) 技術推進に係る事務（技術管理第一係長，技術管理第二係長）

建設副産物対策，公共事業コスト構造改善等に関する事務を行う。

(4) 土木技術の調査及び研究（技術管理第一係長，技術管理第二係長，検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）

土木技術に係る調査及び研究を行う。

(5) 土木工事の検査等（検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）

局及び都市計画局の所管に属する土木工事の検査並びに国土交通省（都市局，水管理・国

土保全局及び道路局)の所管に属する工事に係る会計検査に際して、本市の窓口として会計検査院、他の局及び局内の所属との連絡、調整等を行うほか、土木工事請負必携及び検査諸規程に関する事務を行う。

- (6) 工事監査に係る事務(技術管理第一係長)
工事監査に際し、局の窓口として監査事務局及び局内の所属との連絡及び調整等を行う。
- (7) 技術研修(検査第一係長、検査第二係長、検査第三係長)
技術研修の企画立案及び実施に関する事務を行う。
- (8) 積算業務の統括(技術管理第一係長)
土木工事の積算基準及び積算システムの運用並びに労務及び資材等単価に関する事務を行う。
- (9) 建設事業高度情報化(技術管理第二係長)
京都市公共物GISの管理等、建設事業高度情報化に関する事務を行う。
- (10) 大型工事等における設計積算のチェック(技術管理第一係長、技術管理第二係長、検査第一係長、検査第二係長、検査第三係長)
大型工事等における設計積算のチェックを行う。
- (11) 車両の管理・購入、代車の管理(調整係長)
車両の管理・購入、代車の管理に関する事務を行う。

土木管理部

1 土木管理課

- (1) 部の庶務(管理係長)
部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。
- (2) 課の庶務(管理係長)
課の庶務に関する事務を行う。
- (3) 課及び土木事務所の計理(管理係長)
課及び土木事務所に係る予算の執行管理を行う。
- (4) 土木事務所の調整等(業務統括担当課長、担当係長、管理係長)
土木事務所の業務の調整、車両及び機材の管理並びに安全衛生に関する事務を行うほか、土木事務所職員の業務改善に関する事務を行う。
- (5) 土木事務所職員の服務(業務統括担当課長)
土木事務所職員の服務に関する事務を行う。
- (6) 土木事務所の事業計画等(計画調整係長、担当係長)
土木事務所の事業計画に関する事務を行うほか、道路等の維持管理計画に関する事務を行う。
- (7) 技術調整等(計画調整係長、担当係長)
土木事務所執行事業の技術審査及び指導、道路及び里道の機能管理に係る調整及び指導、新たな管理施設の管理体制及び管理方法の調査及び調整に関する事務のほか、土木事務所に係る交通安全施設整備、事故危険箇所対策、大規模自転車道整備等の調査及び計画調整に関する事務を行う。
- (8) 防災調査(防災調査担当課長、防災調査係長)
公共土木施設の災害復旧及び道路防災点検等に関する事務を行う。

- (9) 水防事務組合に関する事務（防災調査担当課長，防災調査係長）
水防事務組合に関する事務を行う。
- (10) 小栗栖排水機場周辺地域浸水被害対策（担当課長，担当係長）
小栗栖排水機場周辺地域浸水被害に関する事務を行う。

2 橋りょう健全推進課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，課の予算及び土木事務所に係る予算（橋りょう）の執行管理に関する事務を行う。
- (2) 橋りょうの補修，改良に関する計画（橋りょう第一係長，橋りょう第二係長，橋りょう第三係長）
橋りょうの補修，改良等の調査及び計画を行う。
- (3) 橋りょうの補修，改良に関する工事（橋りょう第一係長，橋りょう第二係長，橋りょう第三係長）
「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき，橋りょうの補修，改良等の工事を行う。

3 河川整備課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，課の予算及び土木事務所に係る予算（水路等）の執行管理並びに河川，排水路等の改修及び維持補修に関する事務を行う。
- (2) 河川整備計画等（水辺環境計画係長）
都市基盤河川，水辺環境の整備及び保全に関する調査及び計画を行う。
- (3) 河川，排水路等の整備（整備第一係長，整備第二係長）
河川整備方針に基づき，河川，排水路等の改修を行う。
- (4) 都市基盤河川及び準用河川の改修等（整備第一係長，整備第二係長）
河川整備方針に基づき，都市基盤河川及び準用河川の整備に関する調査，計画，改修等を行う。
- (5) 排水機場等の管理（設備管理担当課長，設備第一係長，設備第二係長，設備第三係長）
排水機場，樋門，樋管及び公共土木施設の付属施設の設備等に係る維持管理を行うほか，排水機場の維持管理計画に関する事務を行う。
- (6) 水路等に係る技術調整等（担当係長）
水路等に係る土木事務所執行事業の技術審査及び指導，水路等の機能管理に係る調整及び指導を行う。

4 道路河川管理課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，道路，里道，準用河川及び水路等の管理^{かし}瑕疵に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）並びに道路の通行規制に関する連絡事務を行う。
- (2) 道路及び里道の占用事務（技術調整担当課長，道路占用係長，技術審査係長）
道路及び里道の占用事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び土木事務所が行

う当該事務の統括指導を行う。

(3) 看板等路上物件適正化事業（路上物件適正化係長）

看板等路上物件適正化事業に関する事務及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。

(4) 準用河川及び水路等の占用事務（河川占用係長，担当課長補佐）

準用河川及び水路等（普通河川を含む。）に係る占用等の行為の規制（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び占用料の収納並びに河川台帳に関する事務を行う。

(5) 道路工事調整（技術調整担当課長，技術審査係長）

無秩序な道路の掘り返しを調整するため，道路工事調整会を開催し，道路占用企業者の道路占用工事に関する連絡調整を行う。

(6) 宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導（技術調整担当課長，開発調整係長）

宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導に関する事務を行う。

(7) 道路管理者以外の者が行う道路等に関する工事等の承認（技術調整担当課長，開発調整係長）

道路管理者以外の者が行う道路に関する工事及び維持並びに市長以外の者が行う里道に関する工事及び維持の承認事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

(8) 道路，里道及び水路等の不法占拠対策（技術調整担当課長，指導係長）

道路，里道及び水路等の不法占拠物件の排除（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。

(9) 道路管理システム関係事務（道路占用係長，担当係長（道路管理センター））

道路管理システム及び道路管理センターに関する事務を行う。

5 道路明示課

(1) 課の庶務等（調整係長）

課の庶務のほか，道路区域明示等に伴う手数料等の徴収及び収納に関する事務を行う。

(2) 道路，里道及び水路等の台帳の補正，里道及び水路等の指定，廃止等，道路の認定，廃止等（明示第三係長，台帳係長）

道路，里道及び水路等の管理業務の基本となる台帳の補正（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行うほか，里道及び水路等の指定，廃止及び変更並びに道路の認定，廃止，区域の決定及び変更に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。），道路に係る測量標に関する事務及び道路運送法，車両制限令等による道路管理者の意見等に関する事務を行う。

(3) 道路の区域明示及び境界明示（明示第一係長，明示第二係長）

道路の区域明示及び境界明示を行う。

(4) 里道及び水路等の境界明示（明示第三係長）

里道及び水路等の境界明示（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

土木事務所（北部，左京，東部，南部，西部，京北・左京山間部，西京，伏見の8事務所）

(1) 事務所の庶務等（次長，事務係長，京北・左京山間部については管理係長及び担当係長）

事務所の庶務のほか，公園の使用許可等に関する事務を行う。

(2) 道路，里道，河川及び水路等の維持管理等（次長，技術調整係長，京北・左京山間部につ

いては管理係長)

道路, 里道, 河川及び水路等の維持管理等(産業観光局の所管に属するものを除く。)を行う。

- (3) 道路, 里道, 河川及び水路等の監察及び破損の補修並びに災害時の応急復旧等(次長, 維持監理係長, 京北・左京山間部については担当係長)

道路パトロール及び道路, 里道, 河川及び水路等の破損の補修並びに災害時の公共土木施設の応急復旧等(産業観光局の所管に属するものを除く。)を行う。

- (4) 道路, 里道, 河川及び水路等の占用許可等(次長, 適正化推進係長, 京北・左京山間部については管理係長)

道路, 里道, 河川及び水路等の占用許可(不法占用対策を含む。)及び原状変更の承認等に関する事務(産業観光局の所管に属するものを除く。)を行う。

- (5) 道路, 里道, 河川及び水路等の改修等(次長, 工事係長, 京北・左京山間部については担当係長)

道路, 里道, 河川及び水路等の改修(産業観光局の所管に属するものを除く。)並びに私道整備助成に関する事務を行う。

自転車政策推進室

- (1) 室の庶務(自転車企画課長, 調整係長)

室の庶務に関する事務を行う。

- (2) 自転車政策の推進(総合計画推進課長, 計画推進係長)

「京都・新自転車計画」に基づく施策推進のための取組に係る調査, 研究及び計画に関する事務を行う。

- (3) 自転車走行環境の整備(総合計画推進課長, 計画推進係長, 基盤整備係長)

自転車走行環境整備の計画に関する事務を行う。

- (4) 自転車の安全利用の推進(自転車企画課長, 担当係長)

自転車の利用マナー啓発に関する業務を行う。

- (5) 放置自転車の撤去, 保管等(自転車企画課長, 啓発指導課長, 撤去啓発係長, 撤去指導係長)

放置自転車の撤去, 保管等に関する事務を行う。

- (6) 自転車等駐車場及び保管所の整備等(自転車企画課長, 総合計画推進課長, 基盤整備係長, 撤去啓発係長)

自転車等駐車場や保管所整備に係る計画等に関する事務, 整備に関する調査, 工事並びに付置義務自転車駐車場の審査及び指導を行う。

- (7) 自転車等駐車場の管理等(総合計画推進課長, 計画推進係長)

駐車場(都市整備部及び交通局の所管に属するものを除く。)及び指定管理者制度に関する事務を行う。

- (8) 駐車場の管理等(自転車企画課長)

駐車場(都市整備部及び都市計画局の所管に属するものを除く。)及び指定管理者制度に関する事務を行う。

- (9) 放置自動車対策(啓発指導課長, 撤去啓発係長)

廃自動車の認定, 撤去及び処分等に関する事務並びに土木事務所等が行う当該事務の統括

指導を行う。

- (10) 都市整備公社関係事務（自転車企画課長，調整係長）
都市整備公社（総務駐車場部）に関する事務を行う。

道路建設部

1 道路建設課

- (1) 部の庶務（調査係長）
部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。
- (2) 課の庶務等（調査係長）
課の庶務のほか，道路，都市計画道路及び橋りょうの新設及び改良，鉄道の立体交差化事業等に関する事務を行う。
- (3) 道路，都市計画道路，橋りょうの新設及び改良の調査，計画及び工事等（事業促進第一担当課長，事業促進第二担当課長，事業担当課長補佐，事業担当係長）
道路，都市計画道路，橋りょうの新設及び改良の調査，計画及び工事等を行う。
- (4) 鉄道の立体交差化事業等（事業促進第一担当課長，事業担当課長補佐，事業担当係長）
阪急京都線連続立体交差化事業，ＪＲ奈良線の高速化・複線化第二期事業及びＪＲ嵯峨野線京都・丹波口間新駅設置事業に関する調査，計画及び工事を行う。

2 道路環境整備課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，無電柱化事業，バリアフリー事業及び自転車走行環境整備事業等に関する事務を行う。
- (2) 無電柱化事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第一係長，整備第二係長，整備第三係長）
無電柱化事業に関する調整，計画及び工事を行う。
- (3) バリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第二係長，整備第三係長）
交通安全施設等整備事業のうちバリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業の調整，計画及び工事を行う。
- (4) 自転車走行環境整備事業（事業促進担当課長，整備第二係長）
自転車走行環境の整備に関する工事を行う。
- (5) 道路改良事業等（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第一係長，整備第二係長，整備第三係長，担当係長）
道路の新設，改良及び舗装に関する調査，計画及び工事並びに他の局の事業に係る土木工事（環境政策局及び都市計画局の所管に属するものを除く。）を行う。

3 用地課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，公共土木事業移転立ち退き資金の融資のあっせん，土地開発公社に関する事務，収用委員会との連絡調整に関する事務を行う。
- (2) 公共用地の取得等（用地担当係長）

局の事業（都市整備部の所管に属するものを除く。）に係る公共用地の取得（不動産の評価等を含む。）及び地上物件の移転（補償金額の算定等を含む。）に関する事務を行う。

(3) 補償金額の算定等（補償担当課長，補償審査係長，補償調査係長）

局の事業（都市整備部の所管に属するものを除く。）に係る地上物件の移転等に伴う物件補償，公共用地の取得価額及び補償金額の審査並びに損失補償基準の解釈運用に関する事務を行う。

みどり政策推進室

(1) 室の庶務（公園緑地課長，調整係長）

室の庶務のほか，都市緑化協会の事務の連絡，公園及び緑地の新設並びに緑化の推進に関する事務を行う。

(2) 公園及び緑地の新設計画等（公園緑地課長，計画係長）

公園及び緑地の新設に関する調査及び計画に関する事務を行う。

(3) 公園及び緑地の新設工事等（公園緑地課長，整備係長）

公園及び緑地の新設工事等を行う。

(4) 緑化推進事業等（緑化推進課長，緑化推進係長，道路の森づくり係長）

緑の基本計画に基づく事業の推進，緑化の推進に関する調査，企画，連絡及び調整等を行う。

(5) 街路樹の維持管理業務（緑化推進課長，街路樹育成係長）

街路樹の維持管理業務及び植樹を行う。

(6) 梅小路公園の再整備（公園管理課長，担当係長）

梅小路公園の再整備に関する事務及び周辺関係者との調整事務を行う。

(7) 円山公園の再整備（公園適正化担当課長，担当係長）

円山公園の再整備及び適正化に関する事務を行う。

(8) 公園，緑地等の維持管理に関する業務の統括（公園管理課長，業務統括担当課長，公園管理係長）

公園，緑地等の改良，維持補修及び管理（文化市民局の所管に属するものを除く。）に関する事務の統括を行う。

(9) みどり管理事務所に関する事務（公園管理課長，公園管理係長）

みどり管理事務所に関する事務を行う。

(10) 都市緑化協会に関する事務（公園緑地課長，調整係長）

都市緑化協会に関する事務を行う。

みどり管理事務所（北部，南部の2事務所）

(1) 事務所の庶務等（事務係長）

事務所の庶務のほか，都市公園台帳並びに都市公園の占用に関する事務（文化市民局及び土木事務所の所管に属するものを除く。）を行う。

(2) 公園，緑地及び街路樹の巡視業務等（技術係長）

公園，緑地及び街路樹の巡視並びに都市公園の利用指導等に関する業務を行う。

(3) 公園，緑地等の維持管理業務（維持監理第一係長，維持監理第二係長）

公園，緑地等の改良，維持補修及び管理（文化市民局の所管に属するものを除く。）を行う。

都市整備部

1 市街地整備課

(1) 部の庶務等（調査係長）

部の所掌事務の連絡及び調整のほか、土地区画整理事業に関する事務の統括及び連絡調整に関する事務を行う。

(2) 市街地整備課及び整備推進課の庶務（調査係長）

市街地整備課及び整備推進課の庶務に関する事務を行う。

(3) 普及及び助成事務（調査係長，指導係長，計画管理係長）

土地区画整理事業の普及及び啓発，家屋移転を促進させるための資金融資のあっせん，組合施行事業の助成に関する事務を行う。

(4) 都市整備公社関係事務（調査係長，指導係長）

都市整備公社（区画整理部）に関する事務を行う。

(5) 計画調査及び事業計画事務（計画管理係長）

土地区画整理事業施行予定地区内の現況調査及び施行区域の決定並びにこれらに基づく計画決定等に関する事務を行う。

(6) 許認可及び指導監督事務（指導係長，計画管理係長）

組合土地区画整理事業の事業計画，実施計画，換地計画，定款等の許認可に関する事務を行う。

(7) 町名，町界及び地番の整理事務（指導係長）

土地区画整理事業による町名，町界及び地番の整理に関する事務を行う。

(8) 登記及び清算金に関する事務（指導係長）

土地区画整理事業による土地及び家屋の登記並びに清算金の徴収交付に関する事務を行う。

(9) 公共施設引継事務（指導係長，計画管理係長）

組合土地区画整理事業施行地区内の公共施設の引継ぎに関する事務を行う。

(10) 市街地再開発事業に関する事務（再開発施設管理係長）

京都駅南口地区，山科駅前地区及び太秦東部地区の市街地再開発施設の維持管理に関する事務を行う。

(11) 二条駅地区の文化施設に関する事務（再開発施設管理係長）

二条駅地区の文化施設に関する事務を行う。

(12) 京都シティ開発株式会社に関する事務（再開発施設管理係長）

京都シティ開発株式会社に関する事務を行う。

2 整備推進課

(1) 土地区画整理事業に関する事務（事業推進係長，担当係長）

上鳥羽南部地区の土地区画整理事業の施行に関する事務を行う。

3 南部区画整理事務所

(1) 事務所の庶務（庶務係長）

事務所の庶務に関する事務を行う。

(2) 土地区画整理事業に関する事務（第三・第四地区事業係長，第五地区事業係長，担当係長）

伏見西部第三，第四及び第五地区の土地区画整理事業の施行に係る事務を行う。

(3) 維持管理に関する事務（維持管理係長）

上鳥羽南部地区、竹田地区、伏見西部第一、第二、第三、第四及び第五地区における公共施設予定地の管理及び占用に関する事務を行う。

(4) 積算及び建築物の移転及び除却工事（積算係長）

土地区画整理事業の施行に伴う移転物件及び除却物件の損失補償費の積算、土地区画整理事業の建築物の移転及び除却工事に関する事務を行う。

(5) 保留地処分に関する事務（担当係長）

伏見西部第三、第四及び第五地区の保留地処分に関する事務を行う。

四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム

四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務を行う。

ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム

東大路通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務を行う。

第3 重要事務事業概要

事務事業名	概要	金額
道路・街路整備	1 橋りょう耐震補強・老朽化修繕，災害防除 4,653,943 千円 平成23年12月に策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき，耐震補強と老朽化修繕を効率的，効果的かつスピード感を持って推進する。 また，緊急輸送道路等における災害防除工事など，道路の防災・減災対策に積極的に取り組む。 2 道路管理・維持補修・交通安全対策 6,143,160 千円 舗装道補修や道路ストック（トンネル，照明灯，標識等）の補修を実施するなど，適切な維持管理を行うほか，道路改良，歩道整備及び交差点改良を進める。 老朽化した横断歩道橋については，利用状況を踏まえ，撤去に取り組む。 また，市民との協働による公共施設（道・川・公園）の維持管理を進めるため，スマートフォン等のICTを活用した市民通報システムを構築し，運用する。 さらに，道路照明灯については，LEDへの転換により，維持管理費の縮減や更なる節電，長寿命化・低炭素化を進めるとともに，転換時に照度を上げることにより，防犯対策を推進する。	千円 19,707,500

事 務 事 業 名	概 要	金 額
	3 自転車政策 463,150 千円 「改訂京都市自転車総合計画」の見直しに基づき、放置自転車対策を強化し、自転車利用ルール・マナーに関する周知徹底、走行環境の整備等の施策を展開する。 4 無電柱化事業 325,900 千円 歴史都市京都にふさわしい景観の保全や都市防災の向上等を図るため、銀閣寺周辺地区（銀閣寺道）や先斗町通等において整備を行う。 5 主要幹線道路整備 8,121,347 千円 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」実現に向け、安心・安全で快適な歩行空間を創出するため、京都駅南口駅前広場において、拠点広場等の整備を進めるとともに、東大路通においては、整備に係る検討を進める。 一般国道162号（高雄改良）、鴨川東岸線等、まちづくりの骨組みとなる道路整備を引き続き行う。また、阪急京都線連続立体交差化事業についても、引き続き事業を進める。 JR嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置に伴う周辺整備のための調査・設計、JR奈良線高速化・複線化を推進するための設計・工事を行う。	

事 務 事 業 名	概 要	金 額
河 川 ・ 排 水 路 整 備	1 普通河川緊急対策 321,700 千円 平成25年10月に策定した「普通河川整備プログラム」に基づき、治水安全度の向上を図る工事や河川改修等の整備を引き続き行う。 2 河川等維持管理 1,036,396 千円 小河川及び一般排水路の整備を進めるとともに、^{しゅんせつ}浚渫等の維持管理を行う。 また、梅津都市下水路周辺地域における浸水対策として、有栖川との合流地点に排水ポンプを設置する。 3 排水機場の維持管理 1,266,018 千円 老朽化が著しい排水機場の耐震改修や老朽化修繕を計画的に進める。 また、主要10排水機場のポンプ稼働状況や水位情報を一元的に把握することができる、排水機場集中監視システムを整備する。 4 水辺環境の整備 70,700 千円 高瀬川において、漏水防止及び護岸の崩壊防止等を目的とする護岸の改修を行う。 5 都市基盤河川の整備 884,830 千円 旧安祥寺川及び新川等都市基盤河川の整備を進める。 6 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る賠償 550,000 千円 引き続き、浸水被害に対する賠償を進める。	千円 4,129,644

事 務 事 業 名	概 要	金 額
公 園 緑 地 整 備	1 緑の保全・創出 1,725,347 千円 公園緑地及び街路樹の維持管理や公園施設の老朽化に伴う更新に取り組むとともに、街区公園等の新設及び再整備を進める。 また、本市の貴重な文化遺産である円山公園について、適切に保存・管理するための計画を策定するとともに、園内施設の適正化を図り、老朽化した施設の建替えや新たな賑わい施設等の設置を促進する。 さらに、公園照明灯については、LEDへの転換を進め、維持管理費の縮減や節電、長寿命化・低炭素化を進めるとともに、防犯上必要な箇所については、転換時に照度を上げることとする。 2 緑視環境向上に向けた取組 594,720 千円 「京都市緑の基本計画」を推進するため、「緑視環境の向上」に重点を置いて、桜景観創造プロジェクトや紅葉街路樹二段階剪定、都市緑化事業（花の道づくり、道路の森づくり）、紅葉景観創造事業などを実施する。 3 神宮道及び岡崎公園の再整備 285,395 千円 歩いて楽しい岡崎地域のシンボルとなるよう、引き続き、神宮道及び岡崎公園の一体的な整備を進める。 4 市民や事業者との協働による緑化推進 26,932 千円 市民公募型緑化推進事業、市民の記念植樹奨励事業、スポンサー花壇など、市民や事業者と協働し、緑化を推進する。	千円 2,632,394

事 務 事 業 名	概 要	金 額
土地区画整理・市街地再開発	1 土地区画整理事業 1,462,123 千円 良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園及び水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資することを目的に土地区画整理事業を行う。 現在施行中の市施行4地区（上鳥羽南部、伏見西部第三～第五）、組合施行1地区（桃山東第二）の計5地区において、引き続き、道路、公園及び水路等の整備並びに維持管理を行う。 2 市街地再開発事業 536,380 千円 市街地再開発事業により整備した公共施設の維持管理を行う。	千円 1,998,503

建設企画部建設総務課

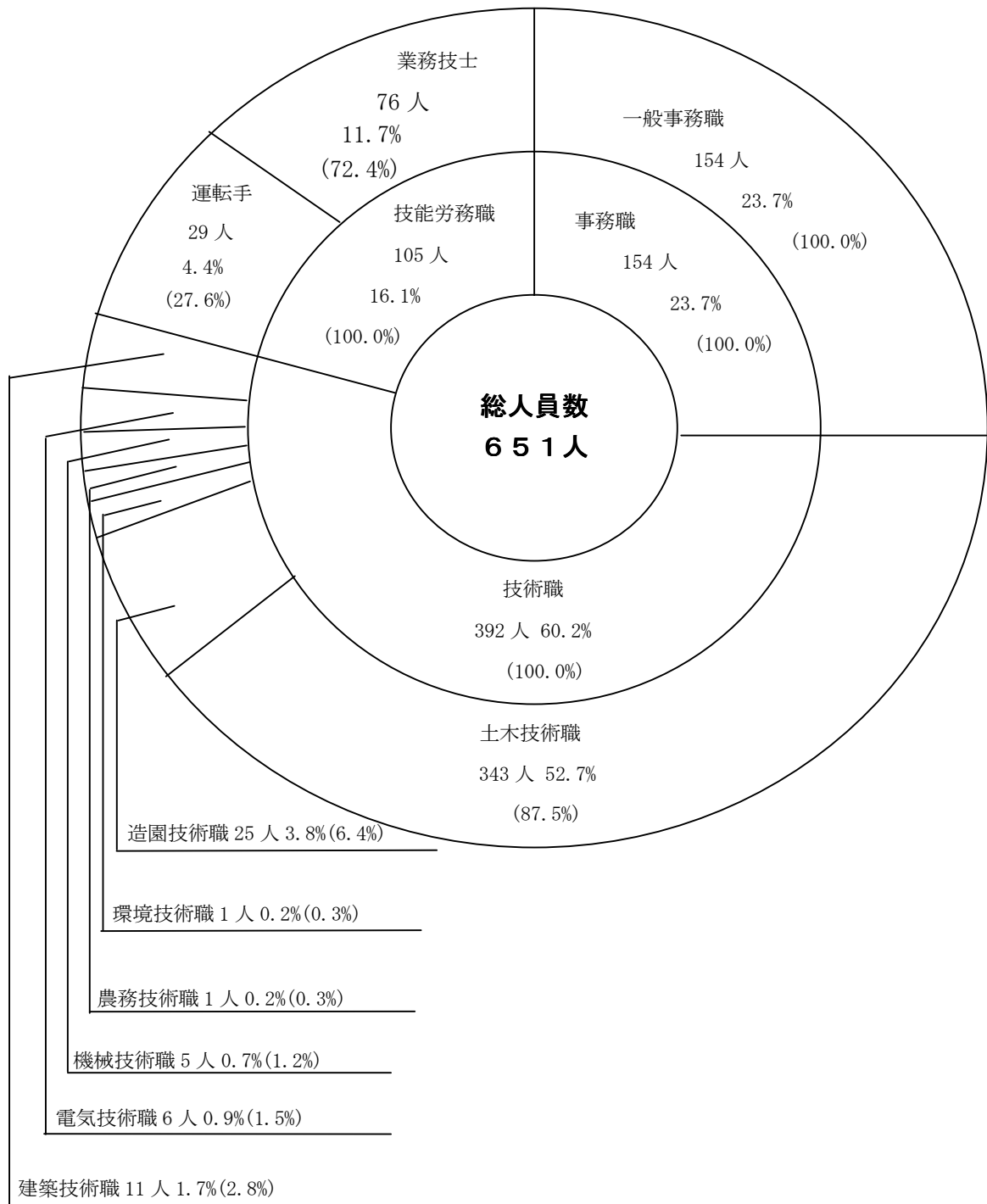
建設局のあらまし

1 職員数

平成27年5月1日現在の建設局職員総数は651名であり、事務職、技術職及び技能労務職の職員はそれぞれ、154名（23.7%）、392名（60.2%）、105名（16.1%）である。

職種別 所 属		所属別職員数															(平成27年5月1日現在)			
		課長級以上			課長補佐級			係長級			係 員			小 計						
		事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	小計			
建 企	建設総務課	4	2		1			3			11	1		19	3	0	22			
	建設企画課		1					1	4		3	8		4	13	0	17			
	監理検査課		1			1		1	5		2	6		3	13	0	16			
土 木 管 理	土木管理課	1	5	1				2	3	1	4	4		7	12	2	21			
	橋りょう健全推進課		1			1		1	2		1	14		2	18	0	20			
	河川整備課		2					1	7		3	22		4	31	0	35			
	道路河川管理課	1	1		2	1		4	2		11	6		18	10	0	28			
	道路明示課		1			1		1	3		2	26		3	31	0	34			
	北部土木事務所		2			1		1	1	1	2	10	10	3	14	11	28			
	左京土木事務所		2						3	1	2	10	9	2	15	10	27			
	東部土木事務所		2					1	2	1	3	9	7	4	13	8	25			
	南部土木事務所		2		1				2	1	2	8	6	3	12	7	22			
	西部土木事務所		2						4	1	2	13	9	2	19	10	31			
	京北・左京山間部土木事務所		2		1				2	1	1	9	5	2	13	6	21			
	西京土木事務所		2			1		1	1	1	2	10	7	3	14	8	25			
	伏見土木事務所		2			1			2	1	2	13	9	2	18	10	30			
	自転車政策推進室		3	1	1				4	1	1	8	5	1	15	7	3	25		
道 建	道路建設課		5			2		1	6		5	26		6	39	0	45			
	道路環境整備課		2					1	5		2	13		3	20	0	23			
	用地課	1	1		2	1		3			6	3		12	5	0	17			
みどり政策推進室		2	4	1	1	1		1	6		4	17		8	28	1	37			
	北部みどり管理事務所		1					1	1	2	2	3	13	3	5	15	23			
	南部みどり管理事務所		1			1		1		2	2	4	12	3	6	14	23			
都 整 備	市街地整備課	1	1		2			1	2		6	3		10	6	0	16			
	整備推進課		1					1	1		1	6		2	8	0	10			
	南部区画整理事務所	1	1					3	6		7	12		11	19	0	30			
合 計		14	48	3	10	12	0	34	71	14	96	261	88	154	392	105	651			

職員の構成

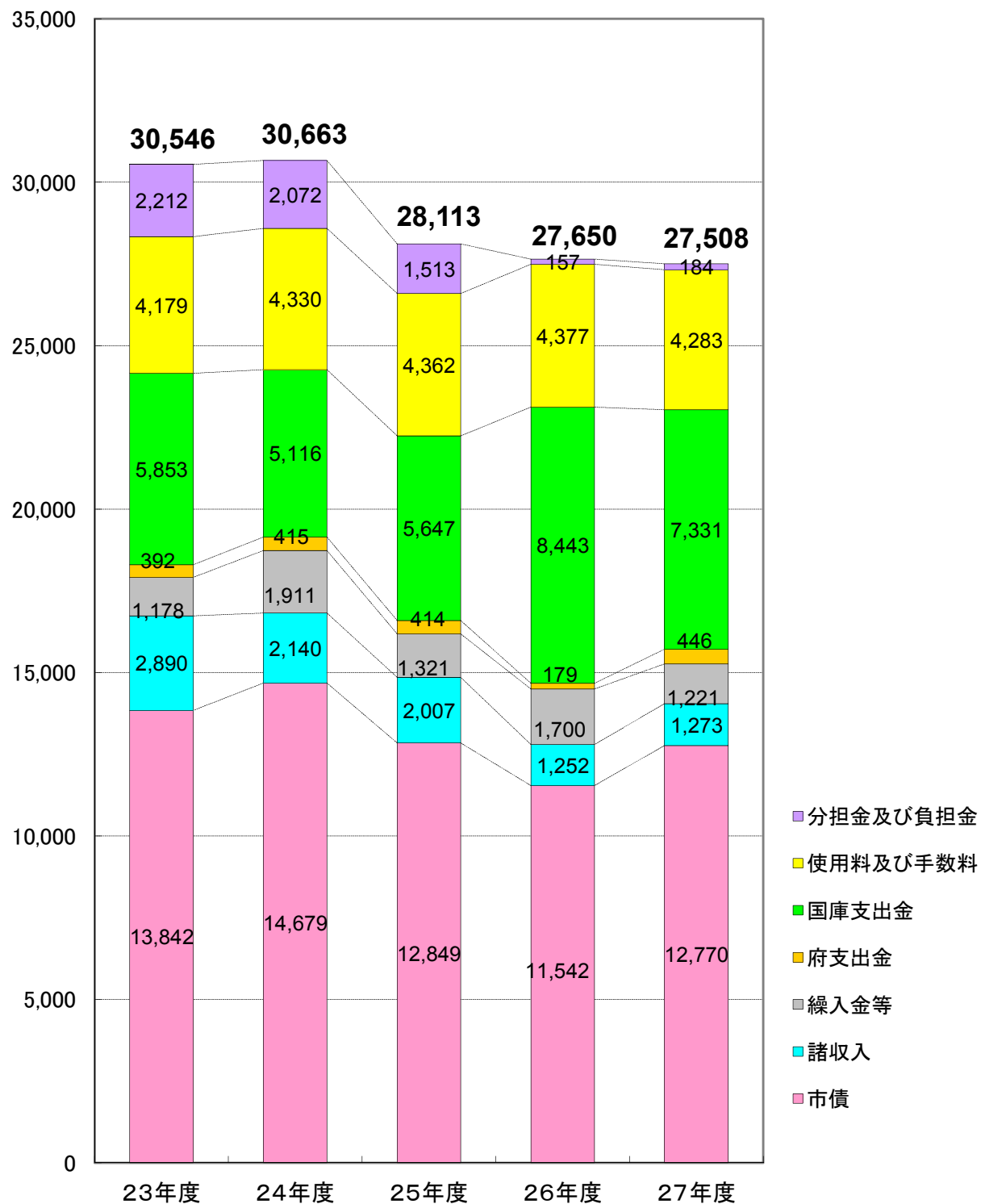


2 予算概要

(1) 建設局一般会計当初予算経年度比較

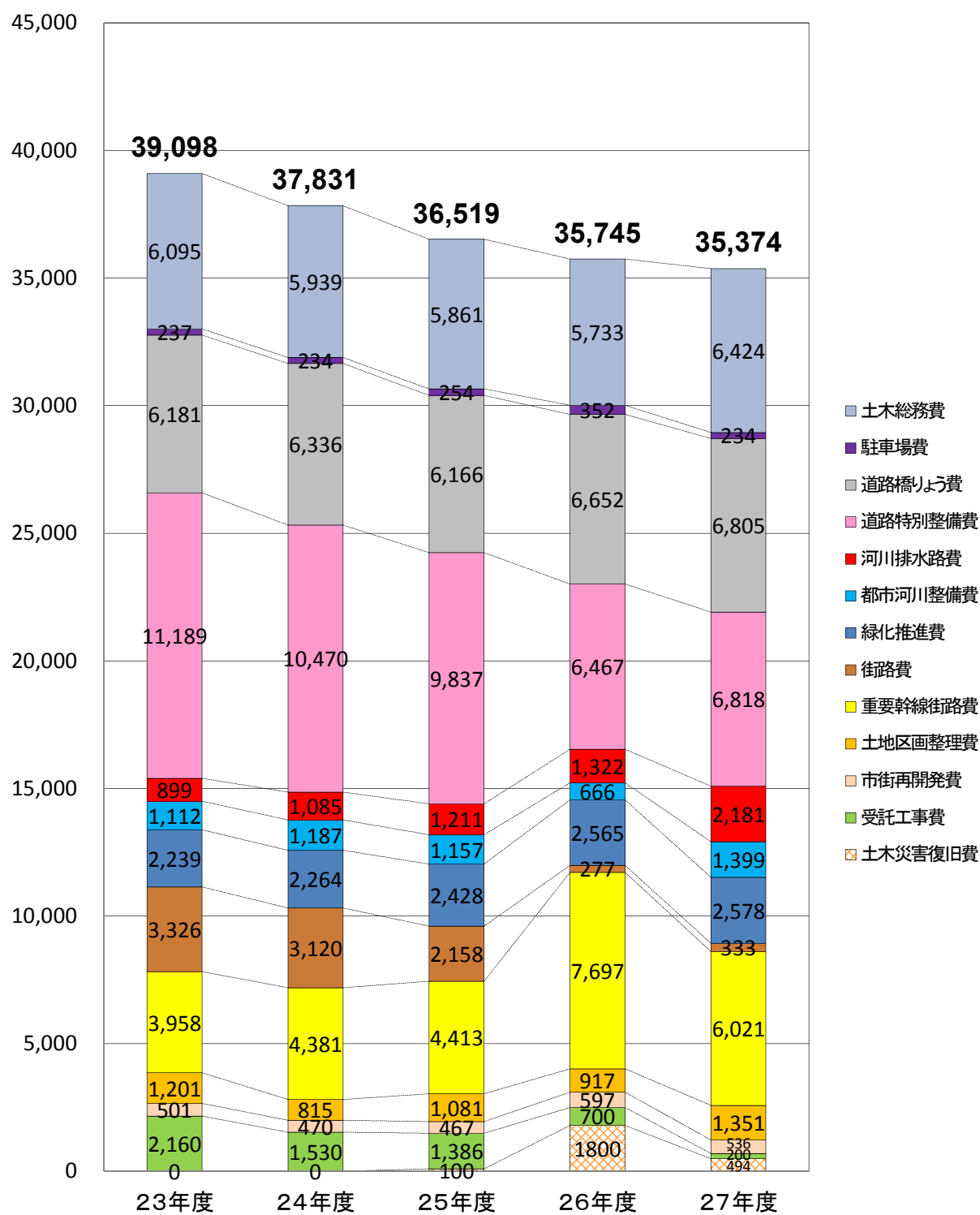
ア 歳入

(単位:百万円)



イ 歳出

(単位: 百万円)



(2) 平成27年度建設局一般会計当初予算の概要

ア 土木総務費 6,423,667 千円

職員の給与費，土木事務所運営費等に要する経費

イ 駐車場費 233,840 千円

市営駐車場の維持管理，運営に要する経費

ウ 道路橋りょう費 6,805,396 千円

市単独事業として施行する自転車政策，道路維持補修，交通安全施設整備，道路改良，災害防除，橋りょう整備等に要する経費及び駐車場事業特別会計への繰出金

エ 道路特別整備費 6,817,976 千円

国庫補助を受けて施行する道路改良，橋りょう整備，交通安全施設整備等に要する経費，国が直轄で施行する道路事業に対する地方負担に要する経費

オ 河川排水路費 2,181,298 千円

市単独事業として施行する河川・排水路の補修，改良，排水機場の維持管理，水防事務組合等に要する経費

カ 都市河川整備費 1,398,346 千円

国，府の補助を受けて施行する都市基盤河川改修等に要する経費

キ 緑化推進費 2,578,367 千円

市単独事業及び国庫補助を受けて施行する都市公園の整備，公園維持管理及び街路樹等育成管理等に要する経費

ク 街路費 332,751 千円

市単独事業として施行する都市計画道路の整備等に要する経費

ケ 重要幹線街路費 6,020,856 千円

国庫補助を受けて施行する都市計画道路の整備，立体交差化事業等に要する経費

コ 土地区画整理費 1,351,123 千円

公共団体区画整理事業として施行する伏見西部第四地区ほか3地区，区画幹線街路水路整備等に要する経費

サ 市街地再開発費 536,380 千円

市街地再開発事業により整備した施設の維持管理等に要する経費

シ 受託工事費 200,000 千円

各企業から受託した路面掘削跡復旧事業に要する経費

ス 土木災害復旧費 494,000 千円

暴風雨等による公共施設災害の発生に伴う復旧経費

(3) 平成 27 年度建設局一般会計当初予算の内訳

ア 道路・街路整備

20,176,979 千円（局予算の 57.1%）

- ・平成 23 年 12 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強と老朽化修繕を効率的、効果的かつスピード感を持って推進する。また、緊急輸送道路等における災害防除工事など、道路の防災・減災対策に積極的に取り組む。
- ・舗装道補修や道路ストック（トンネル、照明灯、標識等）の補修を実施するなど、適切な維持管理を行うほか、道路改良、歩道整備及び交差点改良を進める。
- ・老朽化した横断歩道橋については、利用状況を踏まえ、撤去に取り組む。
- ・道路照明灯については、LED への転換により、維持管理費の縮減や更なる節電、長寿命化・低炭素化を進めるとともに、転換時に照度を上げることで、防犯対策を推進する。
- ・平成 27 年 3 月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車走行環境の整備、ルール・マナーの周知徹底、駐輪環境の更なる向上を「みえる化」をキーワードに総合的な自転車政策を推進する。
- ・歴史都市京都にふさわしい景観の保全や都市防災の向上等を図るため、銀閣寺周辺地区（銀閣寺道）や先斗町通等において無電柱化に向けた整備を行う。
- ・人と公共交通優先の「歩くまち・京都」実現に向け、安心・安全で快適な歩行空間を創出するため、京都駅南口駅前広場において、拠点広場等の整備を進めるとともに、東大路通においては、整備に係る検討を進める。
- ・一般国道 162 号（高雄改良）、鴨川東岸線等、まちづくりの骨組みとなる道路整備を引き続き行う。また、阪急京都線連続立体交差化事業についても、引き続き事業を進める。
- ・JR 嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置に伴う周辺整備のための調査・設計、JR 奈良線高速化・複線化を推進するための設計・工事を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
道路橋りょう費	6,805,396		
道路管理費	878,444	道路管理運営 看板等路上物件適正化 総合的な自転車政策の推進 道路区域明示	走行環境整備ガイドラインの策定 自転車走行ルール・マナーの周知徹底ほか
道路維持補修費	3,439,390	舗装道補修 道路照明灯維持 除雪・凍結防止 道路環境維持 トンネル維持 道路情報施設維持管理 共同溝維持 京都御苑歩行空間整備事業 その他	LED 道路照明灯更新ほか 道路清掃ほか 笠トンネル、八瀬トンネルほか 道路情報提供装置、駐車場案内システム 烏丸、御池、押小路、油小路 おもてなし除草（雑草抑制手法の検討）ほか

(単位：千円)

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
交通安全施設整備費	777,483	歩道整備	西陣杉坂線ほか、13 路線
		交差点改良	西第四経 18 号線ほか、2 路線
		路肩整備	大原 10 号線ほか、2 路線
		道路照明灯設置	LED 道路照明灯新設ほか
		その他	防護柵，道路標識，区画線ほか
道路改良費	461,357	道路改良	城南宮道ほか、2 路線
		災害防除	上黒田貴船線ほか、3 路線
		その他	J R 嵯峨野線 京都・丹波口間新駅 設置に伴う周辺整備，「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業，新たな方式による無電柱化事業の研究 ほか
橋りょう改修費	336,722	橋りょう補修	三栖高架橋ほか
		橋りょう改良	琴引橋ほか、2 橋
駐車場事業特別会計繰出金	912,000		公債費等補助金
道路特別整備費	6,817,976		
道路橋りょう整備	5,688,676	道路整備	一般国道 162 号（高雄改良）ほか、3 路線
		無電柱化	小川通ほか、3 路線
		橋りょう耐震補強・老朽化修繕	九条跨線橋ほか、23 橋
		舗装道補修	一般国道 367 号ほか、3 路線
		災害防除	一般国道 367 号ほか、4 路線
		「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進	
		横断歩道橋撤去ほか	
交通安全施設整備	129,300	自転車通行環境整備	梅津東山七条線
		交通バリアフリー対策	本町通ほか
国直轄事業負担金	1,000,000		一般国道（指定区間内）1，9，24，171 号
街路費	332,751		
幹線街路費	331,371	街路整備	京都駅南口駅前広場整備
		立体交差化事業	阪急京都線
		J R 奈良線高速化・複線化	
高速道路整備費	1,380	京都高速道路利用促進	
重要幹線街路費	6,020,856		
幹線街路整備	6,020,856	街路整備	京都駅南口駅前広場整備，鴨川 東岸線ほか、6 路線
		立体交差化事業	阪急京都線
受託工事費	200,000		
受託工事費	200,000		大阪ガス，NTT，関西電力， 上下水道局等の路面復旧受託工事

イ 河川排水路整備

3,579,644 千円（局予算の 10.1%）

- ・平成 25 年 10 月に策定した「普通河川整備プログラム」に基づき，治水安全度の向上を図る工事や河川改修等の整備を引き続き行う。
- ・小河川及び一般排水路の整備を進めるとともに，^{しゅんせつ}浚渫等の維持管理を行う。また，梅津都市下水路周辺地域における浸水対策として，有栖川との合流地点に排水ポンプを設置する。
- ・老朽化が著しい排水機場の耐震改修や老朽化修繕を計画的に進める。また，主要 10 排水機場のポンプ稼働状況や水位情報を一元的に把握することができる，排水機場集中監視システムを整備する。
- ・高瀬川において，漏水防止及び護岸の崩壊防止等を目的とする護岸の改修を行う。
- ・旧安祥寺川及び新川等都市基盤河川の整備を進める。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
河川排水路費	2,181,298		
河川改修費	649,759	河川改良 河川維持補修 高瀬川再生プロジェクト 普通河川緊急対策事業	杉坂川・宮川・第二太田川 泉川・竹田川・西ノ川
排水路改修費	1,531,539	排水機場維持管理 一般排水路改良補修 排水機場耐震改修・老朽化修繕 排水機場集中監視システムの整備 有栖川下流右岸流域浸水対策 ほか	
都市河川整備費	1,398,346		
都市河川費	1,398,346	都市基盤河川改修 維持補修 ほか	新川ほか 4 河川 浚渫・除草等

ウ 公園緑地整備

2,578,367 千円（局予算の 7.3%）

- ・公園緑地及び街路樹の維持管理や公園施設の老朽化に伴う更新に取り組むとともに、街区公園等の新設及び再整備を進める。また、本市の貴重な文化遺産である円山公園について、適切に保存・管理するための計画を策定するとともに、園内施設の適正化を図り、老朽化した施設の修繕や建替え等を促進する。
- ・公園照明灯については、LEDへの転換を進め、維持管理費の縮減や節電、長寿命化・低炭素化を進めるとともに、防犯上必要な箇所については、転換時に照度を上げることとする。
- ・「京都市緑の基本計画」を推進するため、「緑視環境の向上」に重点を置いて、桜景観創造プロジェクトや紅葉街路樹二段階剪定、都市緑化事業（花の道づくり、道路の森づくり）、紅葉景観創造事業などを実施する。
- ・歩いて楽しい岡崎地域のシンボルとなるよう、引き続き、神宮道及び岡崎公園の一体的な整備を進める。
- ・市民公募型緑化推進事業、市民の記念植樹奨励事業、スポンサー花壇など、市民や事業者と協働し、緑化を推進する。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
緑化推進費	2,578,367		
公園緑地維持費	1,638,374	公園維持管理 街路樹等育成管理	公園維持管理、円山公園適正化推進事業、梅小路公園運営ほか 街路樹等育成管理、街路樹リフレッシュ事業、花の道づくり、桜景観創造プロジェクト、ケヤキ並木保全創造プロジェクト、紅葉景観創造事業、街路樹サポーター制度
大宮交通公園運営費	19,030		
公園緑地整備費	502,917	公園既設施設再整備 都市緑化事業 緑の基本計画 市民公募型緑化推進事業	各公園施設の補修、更新 名勝円山公園保存管理計画策定 LED公園照明灯の設置（更新） 道路の森づくり、花の道づくりほか まちなか緑化助成、保存樹指定、緑化推進啓発、市民の記念植樹奨励制度、四季の花ストリート事業（スポンサー花壇）ほか
公共施設整備費	418,046	岡崎地域活性化ビジョンの推進 街区公園整備等	神宮道と岡崎公園の再整備 洛北第三４号公園、本町公園ほか

エ 土地区画整理事業・市街地再開発事業

1,887,503 千円（局予算の 5.3%）

- ・良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園及び水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資することを目的に土地区画整理事業を行う。
- ・現在施行中の市施行 4 地区（上鳥羽南部、伏見西部第三～第五）、組合施行 1 地区（桃山東第二）の計 5 地区において、引き続き、道路、公園及び水路等の整備並びに維持管理を行う。
- ・市街地再開発事業により整備した公共施設の維持管理を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
土地区画整理費	1,351,123		
土地区画整理費	77	町名町界地番変更業務	
区画整理幹線街路費	337,550	区画幹線水路築造 公共施設等維持管理	承水路整備ほか 道路・排水路・市街灯維持管理ほか
公共団体区画整理補助事業費	1,013,496	伏見西部第三地区 伏見西部第四地区 伏見西部第五地区 上鳥羽南部地区	区画道路整備ほか 区画道路築造、移転補償ほか 区画道路築造、旧樋門撤去ほか 土地区画整理測量、道路補修工事ほか
市街地再開発費	536,380		
市街地再開発事業費	536,380	公共施設維持管理等	山科駅前地区公共施設維持管理、健康文化施設賃借ほか

（参考）

土地区画整理事業特別会計 111,000 千円

伏見西部第三地区、伏見西部第四地区、伏見西部第五地区

オ その他

7,151,507 千円（局予算の 20.2%）

- ・職員給与費，土木事務所等の運営，市営駐車場の管理運営を行う。
- ・市民との協働による公共施設（道・川・公園）の維持管理を進めるため，スマートフォン等の I C Tを活用した市民通報システムを構築し，運用する。
- ・小栗栖排水機場周辺浸水被害に対する賠償を引き続き進める。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
土木総務費	6,423,667		
土木総務費	6,071,363	給与費 その他	職員給与費（行財政局執行） 疎開跡地借地・整備，土木積算システム運営，小栗栖排水機場周辺浸水被害損害賠償，I C Tを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理ほか
土木事業所費	222,185	土木事務所運営 みどり管理事務所運営 自動車維持・更新 ほか	
基金積立金	130,119		公共施設等整備管理基金積立ほか
駐車場費	233,840		
駐車場費	233,840		市営駐車場運営委託ほか
災害対策費	494,000		
土木災害復旧費	494,000	災害復旧	

（参考）

駐車場事業特別会計 1,478,000 千円

出町駐車場，御池駐車場及び山科駅前駐車場に係る運営費及び公債費

土地取得特別会計 1,836,000 千円

3 市会

(1) 平成26年度建設局関連議案

ア 平成26年4月市会

区 分	件 名
議第109号 ～154号	損害賠償の額の決定について

イ 平成26年5月市会

区 分	件 名
議第157号	京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第167号	京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
議第168号	京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第169号	京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第171号	府道京都広河原美山線道路改良（トンネル新設）工事請負契約の変更について
議第172号	市道路線の認定について
議第173号	市道路線の廃止について
議第176号 ～199号	損害賠償の額の決定について

ウ 平成26年7月市会

区 分	件 名
議第204号 ～248号	損害賠償の額の決定について
議第249号	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

エ 平成26年9月市会

区 分	件 名
議第263号	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第288号	指定管理者の指定について（京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市八条口東自転車駐車場）
議第289号	市道路線の認定について
議第290号	市道路線の廃止について
議第297号 ～337号	損害賠償の額の決定について
議第338号 ～363号	損害賠償の額の決定について

オ 平成26年11月市会

区 分	件 名
議第367号	附属機関の適正な運営を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定について
議第460号 ～473号	指定管理者の指定について
議第479号	市道路線の認定について
議第480号	市道路線の廃止について
議第481号	損害賠償の額の決定について
議第482号	損害賠償の額の決定について
議第494号 ～532号	損害賠償の額の決定について

カ 平成27年2月市会

区 分	件 名
議第 49号	京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 50号	京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第 51号	京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第 52号	京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について
議第555号	京都市緑化・公園管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第560号	市道路線の認定について
議第561号	市道路線の廃止について
議第563号 ～590号	損害賠償の額の決定について
議第591号 ～602号	損害賠償の額の決定について

(2) 平成26年度建設局関連請願及び陳情

ア 請願

区 分	件 名	受理年月日	取扱い
請第236号	花脊峠トンネルの実現	平成26年2月17日	採択

4 指定管理者制度

「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、建設局所管の公の施設（駐車場、自転車等駐車場、公園及び健康文化施設）について、学識経験者等で構成する京都市建設局指定管理者選定等委員会における意見聴取の結果、指定候補者を選定し、議会の議決を経て、以下のとおり各施設の指定管理者を指定している。

（平成27年4月1日現在）

区分		施設名称	指定管理者
駐 車 場	観光駐車場	京都市清水坂観光駐車場	一般財団法人京都市都市整備公社
		京都市嵐山観光駐車場	
		京都市銀閣寺観光駐車場	
		京都市高雄観光駐車場	
	自動車駐車場	京都市鴨東駐車場	
		京都市円山駐車場	
		京都市四条烏丸駐車場	
		京都市山科駅前駐車場	ラクト山科・公共施設コンソーシアム
	道路附属物 自転車等駐車場	京都市出町駐車場	タイムズグループ
		京都市御池駐車場	京都御池地下街株式会社
自 転 車 等 駐 車 場	自転車等駐車場	京都市西賀茂自転車駐車場	京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム
		京都市御射山自転車等駐車場	
		京都市東寺駅自転車等駐車場	
		京都市近鉄十条駅自転車等駐車場	株式会社アーキエムズ
		京都市松尾駅自転車等駐車場	
		京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	
		京都市円町駅自転車等駐車場	
		京都市二条駅南自転車駐車場	
		京都市西大路駅北自転車駐車場	
		京都市太秦自転車等駐車場	
		京都市西院自転車駐車場	
		京都市西京極自転車駐車場	
		京都市花園駅自転車等駐車場	
		京都市桂駅西口自転車駐車場	
		京都市石田駅自転車等駐車場	京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム（注）
	道路附属物 自転車等駐車場	京都市市役所前広場自転車駐車場 (H27.12頃～ 新規施設)	
		京都市松ヶ崎駅自転車駐車場	
		京都市国際会館駅自転車等駐車場	
		京都市西大路御池駅自転車等駐車場	
		京都市東野駅自転車駐車場	

自転車等駐車場	道路附属物 自転車等駐車場	京都市御陵駅南自転車駐車場	京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム（注）
		京都市御陵駅北自転車等駐車場	
		京都市栂辻駅自転車駐車場	
		京都市小野駅自転車等駐車場	
		京都市太秦天神川駅自転車等駐車場	
		京都市醍醐駅自転車駐車場	
		京都市桂川駅東自転車等駐車場	株式会社アーキエムズ
		京都市桂川駅西自転車等駐車場	
		京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	
		京都市桂駅東口自転車駐車場	
		京都市桂駅南自転車等駐車場	
		京都市山科駅自転車等駐車場	ラクト山科・公共施設コンソーシアム
		京都市京都駅八条口西自転車駐車場	アーキエムズ・NCD共同企業体
		京都市京都駅八条口東自転車駐車場	
公園		京都市大宮交通公園	一般財団法人京都市都市整備公社
		京都市梅小路公園	公益財団法人京都市都市緑化協会
		京都市宝が池公園子どもの楽園	
山科駅前地区再開発施設	駐車場	京都市山科駅前駐車場	ラクト山科・公共施設コンソーシアム
	道路附属物 自転車等駐車場	京都市山科駅自転車等駐車場	
	健康文化施設	京都市ラクト健康・文化館	

注 京都市自転車等駐車場管理コンソーシアムとは、一般財団法人京都市都市整備公社及び社団法人京都市シルバー人材センターが協定に基づき設立した団体をいう。

1 公共事業評価の実施

公共事業の実施過程の透明性の一層の向上や市民への説明責任、予算等の効率的な執行を図ることを目的として、事業の各段階（事前、事中、事後）において評価を実施している。

平成10年度から公共事業評価制度を導入し、事業着手後、一定期間経過した公共事業について、進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた「再評価」を行い、学識経験者等からなる第三者機関（京都市公共事業評価委員会）の意見を聞いたうえで京都市の対応方針を定め、その結果及び審議の経過を公表している。また、平成16年度からは、事業の新規採択（新たな事業の予算化）に当たり、費用対効果分析等の結果を含めた客観的評価指標を用いて、「新規事業採択時評価（事前評価）」を、平成19年度からは、事業完了後にその整備効果を確認する「事後評価」を実施している。

京都市技術管理委員会事業評価検討部会の事務局として、評価を実施するうえで必要な連絡調整はもとより、さらにわかりやすく適切な評価を行うための評価手法の検討を行うとともに、京都市公共事業評価委員会の事務局を担当している。

2 公共土木施設のマネジメントに係る取組の推進

建設局が所管する公共土木施設については、最適な維持管理・更新を実施するため、施設の特性に応じて効率的・効果的な維持管理の手法の検討・実施について取組を進めている。

具体的には、施設の劣化による損傷の進行が把握できる施設については、損傷が著しくなってから対応する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行う「予防保全型」への転換を進めることで、施設の長寿命化を図る。また、劣化による損傷の把握が困難な施設については、計画的な点検等により、劣化による損傷を早期に発見・補修等を行い、施設の性能と安全性を確保しつつ、維持管理コストの縮減と平準化を行う。

昨年度策定された「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、厳しい財政状況の中でも効果的な維持管理を行うために、施設を横断的に捉え、対策の優先度を検討するなど、公共土木施設のマネジメントを推進する。

3 国、京都府、京都府警等との事業調整

国土交通省や京都府が実施する建設関連事業について、円滑な推進が図られるよう、京都市の窓口となって調整を行っている。また、道路改良等で必要となる交通管理者の京都府警との道路協議についても、協議が円滑に進むよう調整を図っている。

京都市内部においては、複数の局間に跨るプロジェクトや他局の事業について、建設局内における調整を行うとともに、対応方針等の取りまとめを行っている。

更に、下記のとおり、プロジェクトや事業に関わるもの以外にも国土交通省近畿地方整備局との会議等の調整業務も行っている。

【その他調整業務】

- (1) 市長・近畿地方整備局長会議
- (2) 近畿地方整備局との事業連絡調整会議
- (3) 「土木の日」の啓発活動
- (4) 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会他

4 「京（みやこ）のみちデザイン指針」及び「京（みやこ）のみちデザインマニュアル」の運用

京都の道路は、みちの姿そのものが沿道の景観と重なって、景観を形成する重要な要素にもなっているが、市全体としては、色、形状、材質などのデザインに統一感がないなどといった課題がある。このような課題の解決を図るため、平成22年3月に「京（みやこ）のみちデザイン指針」を策定し、歩道等の舗装、防護柵などの道路デザインを京（みやこ）の景観形成の骨格と位置付け、その設計を行うに当たっての基本的な考え方を示した。

歩道等について新設、改良、補修を行う際には、「京（みやこ）のみちデザイン指針」に基づく道路のデザインとする必要があり、その事前相談及びチェックの窓口を行っている。本指針に基づき一貫した基調を持ったデザインのみちを整備することにより、京都の景観に調和し、京都の優れた景観づくりに貢献していく。

5 道路事業の新設、改良の調整・計画等

道路は都市を支える交通基盤として、大きな役割を担っている。市民生活や経済活動等に伴う交通等を円滑に処理するだけでなく、災害等の緊急輸送経路の確保及び安心・安全・快適な通行の確保等、都市において、最も基礎的な公共空間である。

「安心・安全で活力があるまち」、「歩いて楽しいまち」の構築を目指し、施策の方向性として以下の重点項目を掲げ道路事業を推進している。

- (1) 合併建設計画事業の推進
- (2) インターチェンジへのアクセス関連事業の推進
- (3) 橋りょうの架替、耐震補強、補修事業の推進
- (4) 舗装維持修繕事業の推進
- (5) 無電柱化事業の推進
- (6) 交通安全事業の推進

これらの整備実現に向けて、真に必要な路線の選択と集中を行い、事業の実施方針決定のための計画、連絡及び調整を進めていく。

6 街路事業の新設、改良の調整・計画等

都市計画道路（街路）は、都市交通施設としての機能ばかりでなく、都市環境、都市防災の向上など様々な機能を有し、都市の骨格を形成する重要な施設である。そのため、都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設のうち道路、都市高速鉄道等を整備し、自動車交通の円滑化を図ることはもとより、都市防災機能や災害時における避難路や緊急輸送道路を確保し、安全かつ快適な交通の確保及び都市の発展に寄与していく必要がある。

「安心・安全で活力があるまち」、「歩いて楽しいまち」の構築を目指し、施策の方向性として以下の重点項目を掲げ街路事業を推進している。

- (1) 鉄道の高架化の推進
- (2) 交通結節点の整備推進
- (3) 都市内幹線道路の整備推進

これらの整備実現に向けて、真に必要な路線の選択と集中を行い、事業の実施方針決定のための計画、連絡及び調整を進めていく。

建設企画部監理検査課

1 京都市技術管理委員会の運営

技術管理委員会は、建設局元幹部の収賄事件に係る調査検討報告書において指摘された、技術関係の全庁的な組織の重要性に基づき、平成10年に設立された。本市職員の技術水準の向上を図るとともに、技術管理に関する情報の共有を行っている。監理検査課は、本委員会と、「技術研修部会」、「技術検討部会」、「公共事業コスト構造改善部会」の3部会の事務局を担当している（表1参照）。

2 建設局事業推進委員会の運営

建設局が所管する重要事務事業の円滑かつ適正な事務執行を図ることを目的として、平成13年8月に「建設局事業推進委員会」を設置し、重要事務事業の進行管理等を行っている。

なお、本委員会は、破産宣告をした業者に対して不適切な支出を行っていた事件を契機に、再発防止に向けた改善策を取りまとめる中で、工事の進行管理の充実と強化を図るために設置されたものである。

3 建設局技術審査委員会の運営

入札契約制度のより一層の適正化を図るためには、企業の技術力を適正に評価したうえで、対象工事の特性に応じた新たな入札制度の導入を進めていく必要がある。その際、必要となる技術審査を公正かつ組織的に行うため、「建設局技術審査委員会」を設置し、発注者としての説明責任を果たすよう努めている。特に公共工事の調達においては価格のみで判断するのではなく、品質面や工事の施工方法等も考慮したうえで調達を行うことが極めて重要であり、本委員会に設置する専門部会において検討し、総合評価方式による入札を推進している。

4 土木工事の積算基準の管理・運用

土木工事や設計業務等の予定価格の算定時に使用される「土木工事標準積算基準書」、「京都市土木積算システム設計単価」等の管理を行っている。

また、客観性及び妥当性を確保しながら、合理的かつ効率的な積算を行うことを目的に導入した「京都市新土木工事積算システム」の運用統括を行っている。

5 土木工事等の監理及び検査

(1) 大型工事等の設計積算の点検（大型工事の二重チェック）

大型工事等について、工事担当課（所）による通常の照査等（チェック）に加え、工事担当課（所）と異なった観点で設計及び積算の点検を行っている。当初設計に対しては、主たる工法の決定理由や設計単価等を点検し、変更設計や追加工事に対しては、変更等に至った経過や理由を検証し、工法、工期及び単価等を当初設計と比較検討し点検する。

また、鉄道事業者等に工事を委託する場合に締結する協定書の内容のチェックは担当課で行っているが、委託工事における更なる透明性の確保を行うため、監理検査課による二重チェックを行っている。

(2) 土木工事等の検査

建設局及び都市計画局所管の土木工事等の適正かつ能率的な施工を確保するため、工事監督課（所）から独立した機構の下で検査を行っている。

検査は「地方自治法」に基づき、土木工事等の成果を契約書、設計図書その他の書類と照合して請負者の義務履行を確認し、工事実施状況、出来形及び品質の審査を行い、土木工事等の完成を見極め、給付の完了の確認を行う検査に加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、請負者の企業及び技術者の技術力を評価する技術検査を行っている。（表2参照）

検査の種類

ア 技術検査（不可視部分の工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえを確認する検査）

（ア）現場中間検査

（イ）工場等派遣中間検査

イ 工事検査（給付の完了の確認を行い、技術力を評価するための検査）

（ア）既済部分検査

（イ）既済部分検査に準ずる検査（部分引渡し、契約解除に伴う措置）

（ウ）完成検査

(3) 土木請負工事必携、土木請負工事・検査諸規定等

建設局所管の土木請負工事等が、契約約款、設計図書等に基づき、適切に施工、実施されることを目的として、請負者（受注者）及び発注者の事務手続、義務等を定式化した工事の共通仕様書等を網羅した「土木請負工事必携」、「土木請負工事監督・検査諸規程」、「土木設計業務等委託必携」等の制定、改定等を行っている。

(4) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」（以下、「適正化法」という。）が施行されたことに伴い、発注者が工事現場の適正な施工体制を確保するため、建設業法、適正化法等に定める技術者の配置、工事施工体制台帳等の整備状況の確認事項について一斉点検を行い、不良不適格業者の排除、是正指導等を行っている。

(5) 国土交通省所管事業の会計検査

国土交通省都市局、水管理・国土保全局、道路局所管の国庫補助事業の会計検査の実施に際して会検連絡本部を設置し、京都府、受検担当課（室、所）との連絡、調整を行っている。

6 公共事業コスト構造改善

コスト構造改善の目的である、社会資本が本来備えるべき性能及び品質の確保とコスト低減との調和が取れた事業実施のため、平成26年度に「京都市公共事業コスト構造改善取組要領」を策定し、各局の取組事例の選定、情報共有を中心に本市独自の取組を進めている。

7 建設副産物のリサイクル推進

本市では、資源循環型社会の構築を目指し、公共事業等に伴い発生する建設副産物の抑制及び再利用の促進並びに適正な処理を全庁的に推進している。

近年の社会情勢の変化や京都市の再資源化の実績を踏まえ、「京都市建設副産物対策協議会」の事務局として、建設副産物の利用実態の把握やリサイクルの普及啓発を行うとともに「京都市建設リサイクル推進プラン' 10」を策定し、具体的施策の推進に取り組んでいる。

8 建設事業高度情報化の推進

公共事業の効率性、品質の向上、透明性の確保及び工事コストの縮減等を図るとともに、説明責任を果たすことを目的に、公共事業の調査・計画、設計、施工、維持管理等の実施過程で発生する各種情報を電子化することにより、市民と行政、発注者と受注者などの関係者間において効率的に情報を交換・共有・連携できるように情報化を推進している。

また、里道・水路や認定道路等の管理業務を円滑に行い、市民サービスの向上を図るための支援ツールとして構築した「京都市公共物GIS（地理情報システム）」の管理を行っている。

9 技術研修の実施

高度化、多様化する建設行政の諸課題に対し、幅広い視野と行政の専門知識、技術及び総合的な調整能力を持った人材の育成を図ることを目的として技術研修を実施している。

近年の厳しい財政状況の中、より一層の効率的な事業執行が求められており、今後、老朽化する公共土木施設を適切に維持管理していくため必要な技術や、災害等に対して臨機に対応できる実務能力の取得など、職員は日々技術力の向上に努めていかなければならない。

このため、専門知識の向上をテーマとした分野別研修に加え、経験年数に応じたきめ細かな階層別研修を実施し、技術職員の更なる技術力向上を図っている。

また、市民の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するため、検査書類受領時のヒアリングを通じて検査職員及び土木アドバイザーが助言を行い、豊富な経験やノウハウの継承を行っている。

さらに、「京都市技術管理委員会技術研修部会」の事務局として、技術職員全体や職種別の技術職員に共通するテーマに関する研修、技術講演会等の推進に取り組んでいる。

10 建設業界団体の指導・育成

地元建設業界の健全な発展を支援するため、業界団体との意見交換会を開催するなど、指導・育成に努めている。

11 本庁課・室の車両管理

本庁課・室が利用する連絡車、代車の管理を行っている。

参考 表 1 京都市技術管理委員会組織図

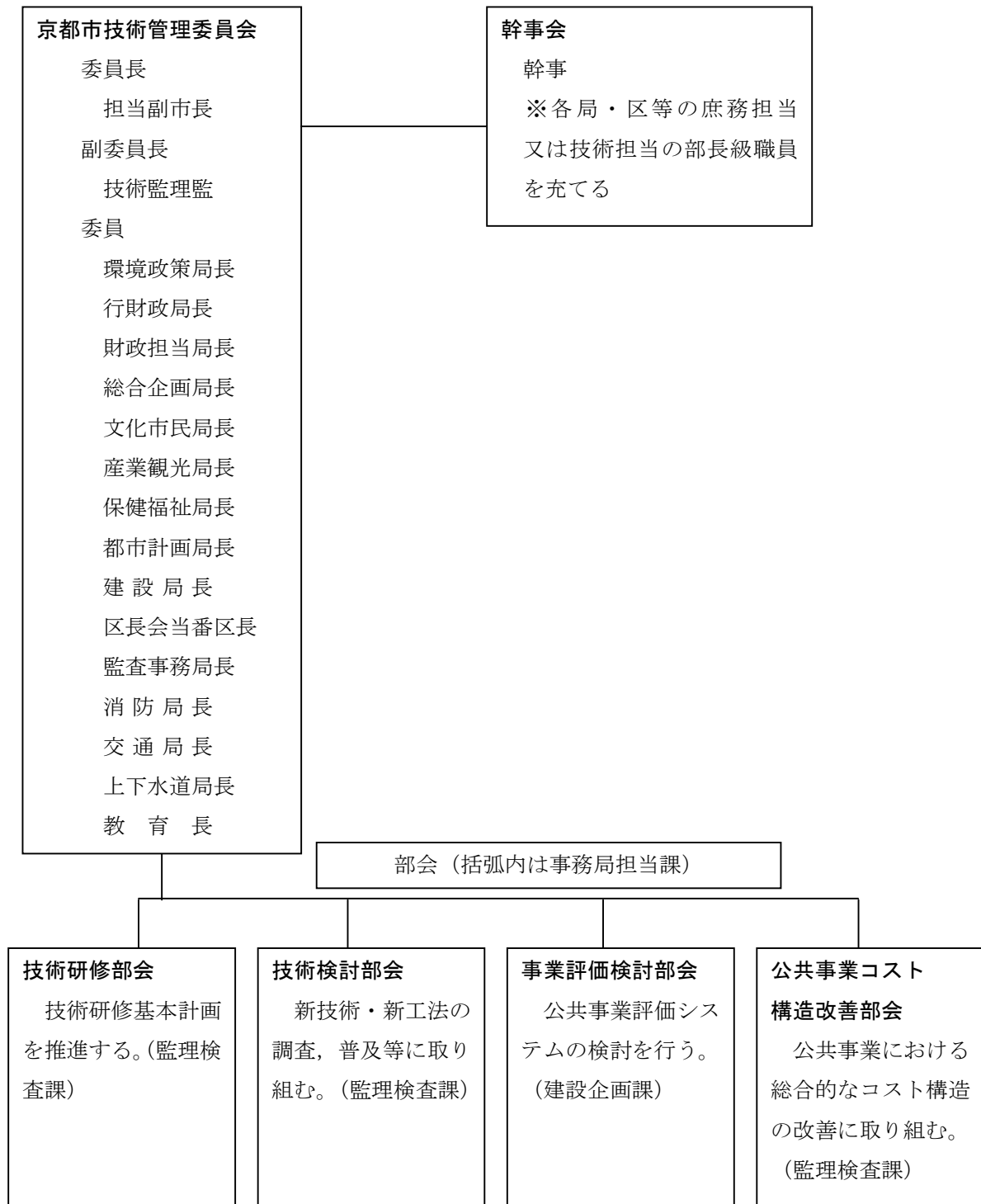


表2 検査実績

区分 \ 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
完成検査 (5 百万円超)	補助事業	76	4,834	70	3,332	73	7,737	98	4,365	109	6,672
	単独事業	127	3,131	149	3,673	107	2,725	143	3,478	133	3,489
完成検査 (5 百万円以下)	補助事業	10	29	12	19	22	45	22	45	135	230
	単独事業	222	486	216	431	267	429	267	429	302	533
計		435	8,480	447	7,455	469	10,936	530	8,317	679	10924
既済検査 (5 百万円超)	補助事業	5	510	2	1,229	1	337	2	327	0	0
	単独事業	3	46	2	76	2	46	1	26	0	0
既済検査 (5 百万円以下)	補助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単独事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		8	556	4	1,305	3	383	3	353	0	0
現場中間検査 (5 百万円超)	補助事業	11		5		7		9		20	
	単独事業	10		2		1		2		0	
計		21		7		8		11		20	
工場等派遣 中間検査 (5 百万円超)	補助事業	6		6		11		12		16	
	単独事業	4		4		8		8		6	
計		10		10		19		20		22	
検査件数合計		474		468		499		564		721	

1 道路の維持補修 ※1

(1) 道路維持補修

舗装道（歩道及び車道）について、老朽化等に応じて補修し、適切な維持管理を行っている。

(2) 道路照明灯維持管理

道路照明灯については、夜間の交通安全確保のために、本市の「道路照明灯設置基準」に基づき設置し、維持管理を行っている。また、節電、長寿命化、低炭素化及びコスト縮減を推進するため、順次 LED 灯への転換を進めている。

(3) 道路清掃

道路清掃については、交通量が多く、人家が連たんし、人力による清掃ができない幅 11 m以上の道路で、かつ、歩車道の区分がある幹線の道路について機械清掃を行っているほか、歩道の人力清掃や中央分離帯の清掃も行っている。

(4) 除雪・凍結防止対策

積雪の多い北区、左京区、及び右京区の山間地域と市街地を結ぶバス路線等を中心に、交通途絶による不安を地域住民に与えないよう、除雪作業を行っている。

また、路面の凍結による交通渋滞やスリップ等による交通事故が多発している箇所については、凍結防止剤の散布等を行い、道路交通の安全確保に努めている。

(5) 舗装アセットマネジメント

京都市内の舗装に関するデータを蓄積し、ライフサイクルコストを考慮した効果的、かつ、計画的な舗装の維持管理を実施するため、最適維持管理手法（アセットマネジメント）の考え方に基づく取組を進めている。

(6) 通学路の安全対策

平成 24 年 5 月に、頻発する悲惨な交通事故を受け、全市立小学校 170 校の通学路について緊急に点検を実施。その結果を基に課題箇所を抽出し、対策が必要な箇所について関係機関と連携しながら、平成 25 年 5 月までに緊急対策を完了した。

また、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」で対策個所の選定や検討を行い、土木事務所・警察署、教育委員会、地域や各区役所の連携のもと、生活道路全般の交通安全対策に取り組んでいる。

(7) その他道路付属物維持管理

円滑な道路交通の確保のため、共同溝、トンネル及び道路情報管理施設の維持管理を行っている。

2 交通安全施設等整備事業 ※1

交通事故の防止を目的に、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき歩行者の安全確保のための交通安全施設の整備拡充を図っている。

具体的には、交通安全対策特別交付金により、歩道等の整備、交差点改良、道路標識や防護柵、道路照明灯等の道路附属物の設置を行っている。

3 路面復旧受託工事 ※1

NTT、大阪ガス、関西電力、上下水道局等の企業者が行う、地下埋設物（電らん、ガス管、上下水道管）の設置又は修繕のため掘削した道路の復旧工事は企業者によって行っているが、道路の構造を保全するために必要な場合や、同時に他工事を実施する場合は、本市が企業者から委託を受けて施行している。

なお、交通に支障のないよう埋設工事完了後は、直ちに仮復旧を行っているが、復旧については、必要な養生期間を置いた後、施行している。

4 舗装新設 ※1

(1) 概要

市民の暮らしと密接な関係がある、いわゆる生活道路整備の重点政策の一つとして、年々舗装新設工事を進めてきた結果、市内の主要な道路の大部分が舗装化されており、今後も引き続き周辺地等の整備を進める。

(2) 事業費の推移

年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
22	2	258	878	3,176
23	3	400	1,188	5,073
24	4	283	959	3,997
25	0	-	-	-
26	1	507	1,580	7,762

5 私道整備助成 ※2

(1) 概要

道路は、市民生活を支える基盤であり、効率的かつ効果的に維持補修し、適切に管理していく必要がある。

市内には公共性のある私道が多数存在しており、市民生活にとって不可欠なものであるため、私道の整備に対し、地元所有者だけの負担に帰すことなく、その費用の一部を助成すべく、昭和46年度から助成制度を発足させた。

(2) 舗装の新設工事

助成を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要である。

ア 現に一般交通の用に供されていること。

イ 幅員が1.5メートル以上あること、又は幅員が1.5メートル未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。（幅員には側溝の幅も含む。）

ウ 建設完了後、3年以上経過していること。

※ 袋路の場合は、家屋が5軒以上隣接し、かつ5世帯以上居住され、利用されていること。

(3) 舗装の補修工事

助成を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要である。

ア 現に一般交通の用に供されていること。

イ 幅員が1.5メートル以上あること、又は幅員が1.5メートル未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。（幅員には側溝の幅も含む。）

ウ 前回の舗装工事後 9 年以上経過していること又は前回の舗装工事後の年数が 9 年未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。

エ 補修工事(全面打換え又は部分打換えを要するものに限る。)に係る部分の延べ面積が 50 平方メートル以上のものであること。

※ 袋路の場合は、家屋が 5 軒以上隣接し、かつ 5 世帯以上居住され、利用されていること。

(4) 排水施設（L型街渠）の新設・補修工事

助成を受けられる「私道」は、舗装の新設工事・舗装の補修工事に付帯して行う排水施設（L型街渠）の新設又は補修工事であること。

なお、(2)～(4)の各助成の申請は、各土木事務所で受け付け、本年度の受付期間は 7 月 15 日～3 月 15 日である。

(5) 私道整備助成の実績

舗装の新設工事	年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	助成額 (千円)
	22	1	37	85	235
	23	2	168	356	933
	24	5	240	726	2,190
	25	7	286	715	2,243
	26	7	232	581	2,564

＊ 助成額：標準工事費の 3/4

(平成 10 年度までは 2/3，平成 11 年度～平成 21 年度まで 1/2)

舗装の補修工事	年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	助成額 (千円)
	22	6	612	1,854	9,393
	23	5	271	805	4,783
	24	5	404	1,411	7,574
	25	9	460	1,701	6,431
	26	1	53	157	494

＊ 助成額：標準工事費の 3/4

(平成 9 年度までは 2/3，平成 10 年度～平成 21 年度まで 1/2)

L型街渠	年度	新設・補修	件数	延長 (m)	助成額 (千円)
	23	新設	0	0	0
		補修	2	262	1,314
	24	新設	0	0	0
		補修	4	314	2,856
	25	新設	2	38	293
		補修	3	86	806
	26	新設	1	28	236
		補修	1	58	600

＊ 助成額：標準工事費の 3/4

(6) 私道における安全確保施設整備

公共性の高い私道において、安全性を向上させるため、自治会等からの要望に基づき、安全確保施設（カーブミラー、転落防止柵、区画線（路側の白線））を整備している。

6 災害復旧事業

暴風、豪雨、洪水、地震及び雪崩等の異常な自然現象により、公共土木施設（道路、河川等）が被災した場合、①国庫補助を活用し、②市民生活等への影響を最小限に食い止めるため緊急対策を含めて災害復旧事業を実施している。

災害復旧事業実績（全体）					（単位 千円）
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
発生件数	1 7 2	5 2	1 3 8	6 8 9	4 3 6
決算額	602,864	92,432	535,123	193,266	1,455,483

7 水防事務組合

伏見区南部（桂川・宇治川合流点周辺）の水防活動に当たる2つの水防事務組合に関する業務を行う。

(1) 澁川右岸水防事務組合

構成市町 京都市・八幡市・久御山町

所属水防団 竹田，下鳥羽，横大路，納所・向島，淀・久御山・八幡の5団

水防団人数 3 1 0 名

区域住民数 約 3 9，0 0 0 人

(2) 桂川・小畑川水防事務組合

構成市町 京都市・長岡京市・大山崎町

所属水防団 久我，羽束師，淀，長岡京・大山崎の4団

水防団人数 2 6 3 名

区域住民数 約 4 1，0 0 0 人

8 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る損害賠償

平成25年9月15日から16日にかけて接近した台風18号による大雨の際、山科川と畑川の合流地点に設置し、日常管理と運転監視を民間事業者に委託している小栗栖排水機場のポンプが一時停止し、周辺地域において、浸水被害が発生した。

浸水被害の原因分析及びポンプの一時停止と浸水被害の因果関係について、学識者で構成する「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会」において検証が行われ、浸水被害については、委託業者職員の人為的な操作ミスによるポンプの一時停止が原因であるとの結果が示された。

この結果を踏まえ、排水機場を管理している本市において、被害者への損害賠償を行っている。

※1 土木管理課で計画・調整・管理を行い、土木事務所が事業(工事)を実施しているもの

※2 土木管理課で計画・調整・管理を行い、土木事務所で受付・工事を実施しているもの

土木管理部 橋りょう健全推進課

1 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災を目の当たりにして、災害時の避難ルートや緊急車両等の通行確保に向け、橋りょうの耐震補強をスピードアップすることが課題となっている。

また一方で、本市が管理する橋りょうは約2,900橋あり、そのうち、建設後50年以上を経過した橋りょうが約3割を占める（20年後には約8割を占める）など、これらの老朽化した橋りょうの修繕を効率的に進めていくことも大きな課題となっている。

そのため、今後の橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的・効果的に推進していくため、橋りょう対策の優先順位を明確化し、平成24年度～平成28年度の5年間に取り組む目標を定めた「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム（第1期プログラム）」を平成23年12月に策定した。第1期プログラム5年間の取組目標として、耐震補強については、「重要路線」上の橋りょうなど17橋の対策を完了させ、老朽化修繕については、34橋の対策を完了させることとしている。

平成24年度からプログラムに基づき事業の進捗を図り、優先度の高い51橋全てについて、対策に着手し、そのうち、20橋の対策が完了（平成26年度末）している。また、橋りょうの現状を把握するとともに、異常及び損傷を早期に発見し、橋りょうを良好な状態に保全するため、平成26年度末までに本市が管理する全ての橋りょう約2,900橋の点検が完了している。

このような橋りょうの健全化に関する取組を市民にPRするため、「京（みやこ）の橋しるべ」を発刊し、「プログラムの取組状況」とともにホームページで公表している。

＜主な対策事例（平成26年度実績）＞

耐震補強（御池大橋：落橋防止装置設置など）



老朽化修繕（上鳥羽橋：塗装塗替など）



<平成28年度末までに完了させる橋りょうの実施状況（平成26年度末）>

【耐震補強】

区名	橋りょう名	進捗状況
北区・左京区	北大路橋	工事
左京区	徳成橋	工事
左京区	花園橋	設計
左京区・中京区	御池大橋	工事
東山区・南区	九条跨線橋	工事
東山区・南区	陶化橋	設計
山科区	射庭の上橋	工事
山科区	柳辻橋	完了
右京区	京北橋	完了
右京区	筒江橋	完了
右京区	出口橋	完了
伏見区	納所橋※	完了
伏見区	羽束師橋	工事
伏見区	三栖高架橋	工事
左京区	山端跨線橋	設計
東山区	伏見街道跨線橋	工事
山科区	大石道跨線橋	設計

※納所橋は設計を行った結果、耐震性能を満足していることが確認できたため、工事を行わずに完了としている。

【老朽化修繕】

区名	橋りょう名	進捗状況
北区	中の町橋	完了
左京区	大鷲3号橋	設計
左京区	開花橋	完了
左京区	川岸橋	設計
左京区	熊野橋	設計
左京区	光砥口橋	完了
左京区	御所谷橋	完了
左京区	地藏寺橋	完了
左京区	蛸谷橋	完了
左京区	戸寺橋	完了
中京区	三条橋	設計
中京区	高瀬川御池橋	完了
中京区・左京区	二条大橋	設計
東山区	菊屋橋	設計
山科区	四ノ宮高架橋	完了
山科区	高岩橋	完了
山科区	天神橋	完了
山科区	柳辻3号橋	工事
南区	上鳥羽橋	完了
右京区	堂の橋	工事
右京区	細野谷橋	設計
右京区	宮ノ辻橋	設計
右京区	一（無名）	設計
右京区	八幡橋	完了
伏見区	池田橋	完了
伏見区	越前橋	設計
伏見区	景勝橋	設計
南区・伏見区	京川橋	工事
伏見区	師団橋	工事
伏見区	砂川橋	工事
伏見区	丹波橋	工事
伏見区	土橋	工事
伏見区	蓬莱橋	完了
伏見区	南真幡木五号橋	工事

<京（みやこ）の橋しるべ>

京の橋しるべ

◆ 京都市の橋の変遷 ①

京の橋の歴史をたどると、古くは奈良、平安時代の記録にさかのぼりますが、現存する橋は、明治時代以降に架けられています。

江戸時代まで、橋は主に木材を用いて建造されており、洪水や大火のたびに架け替えや修理が行われてきました。今回は、近代化により新しい材料を用いて、永久的な橋が造られ始めた明治時代から大正時代にかけての京の橋の変遷を紹介します。

◆ 明治時代の橋

① 公債橋（江戸幕府管理の橋）の架け替え

公債橋は、江戸幕府が管理していた橋で、その多くが明治時代に架け替えられました。この橋は、江戸時代から存在していた橋で、その多くが明治時代に架け替えられました。この橋は、江戸時代から存在していた橋で、その多くが明治時代に架け替えられました。




この橋は、江戸時代から存在していた橋で、その多くが明治時代に架け替えられました。この橋は、江戸時代から存在していた橋で、その多くが明治時代に架け替えられました。

2 鳴瀧橋（国道162号）災害復旧事業の推進

平成25年9月16日、台風18号の影響で弓削川が増水し、国道162号上の鳴瀧橋（右京区京北下弓削）が落橋した。

国道162号は京北地域における重要な幹線道路であるとともに災害時の緊急輸送道路に指定されていることから、仮橋により速やかに仮復旧を実施し、12月20日に供用開始している。

平成26年12月から新橋の建設に着工し、平成27年4月に新設橋台2基の工事が完了する。

平成27年度は桁架設等の建設を行い、早期に本復旧が完了するよう事業を推進していく。

<本復旧状況（平成26年度実績）>



土 木 管 理 部 河 川 整 備 課

1 総括

本市は、東、北及び西の三方を山稜に囲まれ、南北に伸びる緩やかな平地に立地しており、山間の急傾斜地では、短時間の降雨でも鉄砲水を発生する危険性をはらむ一方、平地下流部の南部地域においては、勾配が非常に緩やかで流末の放流河川との高低差が少ないため、河川水位の上昇による内水氾濫を発生させやすい地理的条件にある。

また、市内平野部のほとんどが市街地であるのみならず、急速な都市化現象が周辺地域にまで及んでいるため、従前の山地や田畑が有していた保水・遊水機能が減少したことが浸水被害を拡大させる原因の一つになっている。このため、更なる安全性の向上を目指して、今後とも治水対策事業の推進が必要である。

このような状況を踏まえて、河川事業及び下水道事業が連携し、遊水地、雨水調整池、雨水浸透枳等の保水・遊水施設の整備なども含めて、各河川流域における様々な施設・事業を複合的に組み合わせた総合的な治水施策を進める必要がある。

一方、河川は、都市部における水と緑の貴重な共有空間であるという面も有している。地域における総合的なまちづくりの中で、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を念頭に置き、市民生活にゆとりとうるおいを与える空間として整備していくことが求められている。

このため、「京都市河川整備方針」に基づいて、次の4つの柱を軸に事業を進める。

- (1) 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～
- (2) 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～
- (3) 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～
- (4) 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市と暮らしの再生～

河川の現状

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種 別	管 理 者	河川数	延長 (m)
河川法の適用を受けるもの (一級河川)	直轄河川 (国土交通大臣)	5	42,179
	指定区間 (京都府知事) ※ (都市基盤河川改修事業施行対象区間)	53 (18)	318,270 (29,875)
河川法を準用するもの (準用河川)	京 都 市 長	31	49,993
河川法の適用を受けないもの (普通河川)	京 都 市 長	291	438,512
計		380	848,954

※一級河川の指定区間の延長については、桂川、小畑川等京都市以外の延長を含む。

2 京都市河川整備方針

本市では、昭和41年以来、10次にわたり「治水五箇年計画」を策定し、治水事業を進めており、その結果、全市的な治水安全度は一定高まったが、経済情勢が変化し、本市の財政状況も厳しいものとなったため、選択と集中による重点的・効率的な治水事業の推進が必要とされている。

そこで、「第10次治水五箇年計画」が平成23年度で終了したことを契機に、より重点的・効率的に治水事業を推進するとともに、市民との協働による川づくり・水辺づくりを進めるため、平成24年3月に、新たな「京都市河川整備方針」を策定した。

(1) 背景・目的

これまで京都の人々は、京都独自の方法で、川や水辺を自分たちの生活に取り入れ、京の水辺の文化を育んできたが、一方で、度重なる水害に苦しめられてきた。

さらに、昨今、自然環境の変化、高齢化・少子化、地域主権時代の到来や厳しい財政状況など、社会情勢、経済情勢が変化してきている。

このような背景の中、これからの京都の川づくり・水辺づくりは、明確な方針をもって進める必要があり、「京都市河川整備方針」を策定することとした。

(2) これからの川づくり・水辺づくり

これからの川づくり・水辺づくりにおいては、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」へと再構築していくことが重要である。

(3) 実行過程における3つの理念

ア 歴史が導く道標 ～水辺の原風景を知る～

水辺の原形と形成過程を知ること、そして、そのような歴史・文化と治水・利水の在り方、今日の環境の変化などを総合的に理解

イ しなやかな実行と洗練 ～実現を推進する制度と行政～

川からまちへの視野を広げる大きな視点に立った計画づくりや、実行に当たっての市民、企業、事業者及び行政などが連携した継続的な取組

ウ 水辺の品格 ～適正な利用と都市の賑わい創り～

市民、企業、事業者及び行政などの連携及び管理と利用の役割分担の明確化、それに基づく適正利用のルール作り、また、その適切な運営

(4) これからの川づくり・水辺づくりの方針 ～4つの柱～

ア 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～

高瀬川周辺一帯の魅力ある水辺づくり など

イ 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～

旧安祥寺川などの整備

ウ 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～

第二太田川の調整池などの整備

エ 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市とくらしの再生～

小学生等を対象とした水に関する勉強会の実施 など

(5) これからの川づくり・水辺づくりの推進体制

ア 市民、企業、事業者及び行政の更なる密接な連携

イ 具体的には、シンポジウムやフォーラム（広場）など、市民が参加しやすい場の設置、

また、それを活用した市民に親しまれる川づくり・水辺づくりの推進
ウ 関係部局の連携による川づくり・水辺づくりのみにとどまらないまちづくりの推進
エ 本方針については、市民、水に関わる企業、学識経験者及び行政からなる組織を設立し、
皆様の御意見をいただき、見直ししながら進化を図る。

3 「京都市水共生プラン」の推進

(1) 「京都市水共生プラン」（平成16年3月策定）の基本方針

- ① 流域全体を見据えた治水対策
- ② 良好な水環境の実現
- ③ 健全な水循環系の回復
- ④ ゆたかな水文化の創造
- ⑤ 雨水の利用

(2) 趣旨

現在、本市では河川事業と下水道事業が連携して浸水対策を進めている。

今後、全庁的な取組により雨水貯留や雨水浸透を積極的に推進し、治水安全度を一層向上させるとともに、雨水浸透の促進による都市内の水循環系の改善を図り、ヒートアイランド現象の緩和や地下水量の回復による河川の平常流量の増加、水質の改善を目指す。

さらに、雨水貯留水の利用促進により、環境への負担の少ない持続可能なまちづくりを進めるとともに、災害時の防災用水としての活用を目指す。

平成15年3月に京都を中心として第3回世界水フォーラムが開催されたことを踏まえ、本プランを市民・事業者・NPO等と連携した京都市の水に関する継続的な取組として位置付ける。

4 都市基盤河川改修事業

(1) 都市基盤河川改修事業制度

河川法では、法河川（一級河川、二級河川）の維持管理は、国土交通省及び都道府県が行うこととされている。しかし、開発の著しい都市周辺部の浸水被害等に対処するためには、まちづくりに係る他事業との関連を踏まえたよりきめ細かい治水対策を実施する必要があることから、本市では、昭和45年以来、都市小河川改修費補助制度を活用し、府知事からの委任に基づいて、河川改修事業を実施してきた。昭和62年には、河川法の一部が改正され、市町村長も一級・二級河川の指定区間（公示区間）について、河川工事又は維持の権限を代行できることとされた。

本市が実施している都市基盤河川改修事業には、本来から一級河川であったものと、普通河川であったものを早期改修の実現に向けて、法河川に格上げして都市基盤河川改修事業制度の適用を受けるようにしたものがある。

都市基盤河川改修事業実施要件

- ① 対象となる河川は、東京都区部、若しくは人口5万人以上の市で、指定区間内の一級河川・二級河川
- ② 改修事業の費用は、都道府県が3分の1を補助する当該市に対して国も3分の1を補助する。

(2) 実施事業

本市では、現在、9河川の指定区間のうちの工事告示区間の改修工事に取り組んでいる。

(3) 主な都市基盤河川改修事業

ア 有栖川

平成11年度に流域の学区住民、学校及び行政による「有栖川を考える会」が発足し、有栖川のあるべき姿についての検討等を行ってきた。

平成13年度からは、沿線や地域住民の参加による「有栖川を考える会 川づくり検討会」を開催し、そこでの意見やアイデアを盛り込んだ改修計画を策定し、整備を実施している。

河川改修としては、構口橋と南梅津橋の中間地点まで実施してきており、引続き上流に向かって改修を進めていく。

イ 旧安祥寺川

本川は、山科盆地の西部に位置し、準用河川岡川や一級河川西野山川等を集めて山科川へ注いでいる。流域内の平地部は著しく市街化しており、特に、JR東海道本線と交差する既設水路が治水上のネック部となり、近年、度々浸水が発生している。このため、JR北側に捷水路を設け、JR交差部の河積拡大を図るとともに、準用河川岡川を捷水路と合流させることにより、岡川合流点付近の浸水対策に寄与する計画の策定を行ってきた。

全工事を2期に分け、第1期工事は、下流完成部分から岡川合流部までの区間（JR東海道本線横断部）をJR委託工事として、第2期工事においては、鉄道近接部の岡川合流部から三条通付近までのシールド区間及び沈砂池の施工を本市施工として実施する。

平成21年度にJR西日本と工事委託契約を締結し、平成22年度から工事用進入路及びJR横断部の工事に着手し、平成27年3月に第1期工事を完了した。平成27年度は引き続き、第2期工事に着手する。

ウ 善峰川

本川は、大阪と京都の府界である釈迦岳に源流を発し、大原野を経て、洛西ニュータウン南で一級河川小畑川に合流する。丘陵地帯を自然流下していたことから、屈曲蛇行区間が多く、流水断面も不足しており、洪水流量の疎通を阻害しているため、河積拡大に併せて、法線を直線化して疎通能力の向上を図っている。

平成24年度に、長岡橋の上流の小塩川合流部付近の工事を実施した。

エ 新川

本川は、桂川右岸流域に位置し、田畑や宅地の排水を集め、上久世で桂川に合流している。都市化の影響による出水量の増大が著しく、流下能力向上のため河積の拡大を行っている。

平成27年度も引き続き上流に向かって改修を進めていく。

また、河川事業に連携して、流域内で下水道事業による雨水幹線の整備が進められている。

オ 西羽束師川

西羽束師川は、本川と支川があり流域全体として排水能力が低く、都市化の影響が著しい流域である。そのため、本川については昭和46年から河川改修を実施し平成15年に暫定改修が完了した。

支川については、平成23年度までに野神橋までの改修を実施し、引き続き上流部の改

修を進めていく。

西羽東師川流域においては、流域の河川及び下水施設等を総合的に検討した西羽東師川流域総合治水計画に基づき河川改修等を進めているが、市街化の進展や昨今の逼迫する財政から総合治水計画の実現には今後も時間を要することが予想されるため、平成26、27年度の2箇年で、現況と将来計画に関するデータの更新を行い、効率的で効果的な治水対策について検討を行う。

カ 七瀬川

新門丈橋から下流部においては、まちづくりの一環として、平成20年度までに二層式河川として整備を行った。

今後、最上流部においては、洪水時に一時的に水を貯留することで全川的に治水安全度を高めるために遊水地の整備を行う。

平成26年度末時点 都市基盤河川別整備進捗状況（単位：m）

河川名		改修計画延長 A	改修済延長 B	未改修延長 A－B	整備率 (B/A) %
西高瀬川	西高瀬川	3,200	1,468	1,732	45.9
	有栖川	2,200	437	1,763	19.9
旧安祥寺川		4,838	3,555	1,283	73.5
善 峰 川		2,700	1,625	1,075	60.2
新 川		2,200	1,913	287	87.0
西羽東師川	本川	3,800	3,800	0	100.0
	支川	2,000	460	1,540	23.0
七 瀬 川		2,880	950	1,930	33.0
白 川		9,448	4,250	5,198	45.0
西野山川	本川	768	647	121	84.2
	支川	427	310	117	72.6
岩 倉 川	岩倉川	2,320	270	2,050	11.6
	長代川	1,300	1300	0	100.0
東高瀬川		2,900	1,800	1,100	62.1
計		40,981	22,785	18,196	55.6

（注）改修済延長には京都府施工分を含む。

5 水辺環境整備事業

(1) 概要

都心部において、河川空間は、まちの良好な自然景観を形成し、市民の安らぎの場として、貴重な役割を果たしており、まちづくりと一体的に水辺環境の整備や浄化対策を図っていくことが、社会的な要請となっている。

平成9年5月に河川法が改正され、河川管理の目的に、従来からの「治水」、「利水」の二つに加えて、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。

さらに、近年は、河川の形態、修景及び親水といった水辺環境のみならず、河川等の水質の保全と平常時の流量の確保が大きな課題となっており、水系全体の水環境の改善のための施策が望まれている。

そのため、国及び府とも連携し、市民とのパートナーシップの下、水系の水環境の改善を目指した河川環境整備事業を進める。

(2) 堀川水辺環境整備事業

堀川に清流を復活させ、市民が親しめる水辺環境として整備するため、平成11年6月の京（みやこ）の川再生検討委員会（平成10年度に京都府と連携して発足）からの提言に基づき、堀川水辺整備の方向性や施行方法等の技術的な検討を行ってきた。平成12、13年度は市民とのパートナーシップに基づき、ワークショップを実施し、平成14年3月に整備構想を策定した。その後、現地測量や基本設計等を経て平成16年度から工事に着手し、平成21年3月に整備事業が完了するとともに、堀川に清流が復活した。



清流が復活した堀川

(3) 高瀬川再生プロジェクト

高瀬川は、平成26年（西暦2014年）に開削400年を迎えるが、近年、護岸の老朽化や水枯れの発生から良好な水辺空間の維持が困難な状況になりつつあることから、平成22年から高瀬川再生プロジェクトに取り組んでいる。

高瀬川再生プロジェクトは、河川改修のみならず、沿川における他事業や地域との連携も含め、周辺一帯の魅力ある水辺づくりを目指すものである。

平成22年度は、流量観測、漏水箇所等の調査を行い、その結果に基づき、劣化、損傷が著しい一之船入付近から五条通までの水枯れ対策について検討を行った。

平成23年度は、検討結果を踏まえ、一之船入付近から四条通までの設計を実施した。また、まちづくりと一体となった整備に向けて、「銅駝高瀬川フォーラム」を銅駝高瀬川保勝会と合同で開催した。

平成24年度は、一之船入付近から御池通までの改修工事を実施した。

平成25年度は、御池通から三条通までの改修工事と「立誠高瀬川フォーラム」を立誠高瀬川保勝会と合同で開催した。

平成26年度は、三条通から車屋橋までの改修工事を行う。また、地域主体の高瀬川開削400周年イベントなど、中京区役所や産業観光局と連携し、更なるPRに取り組んだ。

平成27年度は、車屋橋から備前島橋までの改修工事を行うとともに、四条通から五条通までの設計を実施する。

高瀬川一之船入付

改修前



改修後



銅駝高瀬川フォーラムの様子



6 「普通河川整備プログラム」に基づく対策の推進

(1) 概要

近年、頻発して発生している局地的集中豪雨及び平成24年8月に宇治市等で大規模な被害が発生したことを受け、過去に浸水履歴のある普通河川8河川に対し、河川の特性を踏まえた整備プログラムを平成25年10月に策定した。この整備プログラムに基づき、早期に対策可能な河川について、平成26年度から事業に着手し、対策に時間を要する河川についても、河川ごとの特性に応じた中長期対策を検討する。

(2) 普通河川整備プログラムの概要

ア 対象河川

泉川、竹田川、奥殿川、西ノ川、宇多川支川、千代原川、谷田川、荒木川

イ 治水安全度調査

現地調査、測量作業、流下能力検討、治水台帳の作成を行い、治水安全度を評価

ウ 整備プログラムの策定

調査結果をもとに、4つの項目（「沿川の浸水履歴」、「浸水被害の影響」、「治水安全度達成率」、「事業効果の発現時期」）から整備優先度を判定し、河川の特性を踏まえ、整備

方針を3つのグループに分類

グループ	整備方針	対象河川
グループA	- すべての判定項目について、整備優先度が高い河川 - それぞれの河川の特性を踏まえ、着実に河川改修の実施を図る。	竹田川 奥殿川
グループB	- 事業効果の発現に時間を要するが治水安全度達成率が低く、整備を推進すべき河川 - 河川改修だけでなく、貯留施設やバイパス水路の設置を組み合わせた治水対策の実施を図る。	泉川 西ノ川 千代原川
グループC	- 治水安全度達成率が高く、局所的な対策で事業効果が発現する河川 - 護岸のかさ上げや河床の段差解消を実施する。	宇多川支川 荒木川 谷田川

7 「雨に強いまちづくり」の推進

「雨に強いまちづくり」は行政の縦割りを排し、市民目線で政策を融合させ、より効果的で無駄のないものとするための融合モデルの一つである。

平成22年4月に「雨に強いまちづくり推進計画」を策定し、行財政局、産業観光局、建設局、区役所・支所、消防局及び上下水道局が連携を図り、地域特性に応じた効果的・効率的な対策を進めている。

近年頻発する集中豪雨や平成25年9月に発生した台風による浸水被害などをうけ、平成26年3月には、各局の役割分担を明瞭にし、対策のスピードアップを図るため、副市長をトップとした京都市「雨に強いまちづくり」推進本部を設置し、これまで取り組んできたワーキンググループ会議、地区別検討会による実務者レベルの取組に加え、京都市「雨に強いまちづくり」推進本部幹事会において、「雨に強いまちづくり」推進計画の行動（実施）計画策定に向けた検討等を進め、平成27年3月に開催された推進本部会議において、京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画が承認された。

平成27年度は、推進行動計画に基づき、浸水対策事業の着実な実施や進捗管理を図り、「雨に強いまちづくり」を更に力強く推進する。

8 排水機場の管理

多くの都市基盤河川、都市下水道、普通河川及び幹線排水路の流末に位置する市内南部地域は、勾配が非常に緩やかで流末の宇治川や桂川との高低差が少ないため、自然排水が困難で、大規模な降雨があった場合には、甚大な浸水被害を受けやすい低湿地帯が多い。

南区や伏見区内のこれらの地域では、出水時に放流河川（本川）からの逆流を防止し、内水やたん水を強制排水する必要があるため、排水機場の建設を進めてきた。現在、35箇所の排水機場においては、老朽設備の改修を含め、非常時等に的確に対処できるよう維持管理している。

局所管の主要な排水機場については、そのほとんどが建設から30～50年が経過し、機器の整備・更新の時期を迎えるため、長寿命化修繕計画をもとに機器の健全度評価を行い、優先度を判定し、長期的に予算を平準化して効果的な整備・更新を行う。

平成27年度は、排水機場の管理体制の強化を図るため、主要10排水機場と構口樋門において、運転情報の常時監視を一元的に行える集中監視システムを構築し、来年度当初の運用開始を目指す。

また、都市化の進行に伴う各排水機場の担当水路への流入水量の変化に伴い、排水機場に要求される能力が建設当時と比べて変化していると考えられ、主要10排水機場の機能調査結果をもとにその確認を行う。

(参考) 京都市内の一級河川

	河川名	管理者	河川改修事業主体		機能管理者	
			(費用負担)		(費用負担)	
直轄 区間	木津川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
	淀川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
指定 区間 直轄 区間 を含む 河川	桂川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	山科川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	東高瀬川 ※一部都市基盤河川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
指定 区間		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	明石川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	安祥寺川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	宇治川派流	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	宇多川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	小塩川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	音羽川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	小畑川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	御室川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	片波川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	鴨川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	貴船川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	清滝川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	久多川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	熊田川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	鞍馬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	濠川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	静原川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	四ノ宮川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	高野川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	田原川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	知谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	筒江川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	能見川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	灰屋川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	針畑川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	藤尾川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	古川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	別所川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	細野川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	三明谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	室谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	室地川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	弓削川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
指定 区間の うち 一部 都市 基盤 河川 を含む 河川 (①)	有栖川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	旧安祥寺川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	白川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	白川放水路	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	長代川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	岩倉川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	天神川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	七瀬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	西高瀬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	善峰川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
(②) 都市 基盤 河川	合場川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	新川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	瀬戸川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西野山川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西野山川支川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西羽東師川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西羽東師川支川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市

■:京都市が事業を行っている都市基盤河川(18河川)

京都市内の都市基盤河川は、河川法第9条第2項における都道府県知事管理である指定区間のうち、都市周辺部における治水対策のため、府に代わり工事をやってきた一級河川(①:元一級河川と呼ぶ)と、昭和45年度に創設された都市小河川改修費補助制度に基づき、普通河川を格上げし、補助対象としている一級河川(②:昇格一級河川と呼ぶ)がある。

1 道路の占用

道路は、本来、人や車等の交通の用に供されるものであるが、そのほかに都市生活を営むうえで欠くことのできない上下水道、ガス及び電話施設が埋設され、電柱等の設置も行われている。これらの施設の設置は、道路本来の機能を損なわない範囲で認められるべき性格のものである。

道路占用許可とは、道路管理権に基づいて、道路に一定の施設を設けるとともに継続的に使用する権利を設定し、これを一種の公権として保護するものである。道路占用をしようとする者は、占用する物件、目的、期間及び場所等を明らかにして道路管理者に許可を申請しなければならない。申請を受理した道路管理者は、当該申請内容が適法であるかどうかを審査して、許可又は不許可の処分をすることとなる。

主な道路占用許可状況

区別 \ 年度		22	23	24	25	26
電柱	関西電力	83,431 本	83,839	83,930	84,090	84,112
	N T T	47,129 本	47,101	46,982	46,924	46,831
管路	関西電力	1,510,676m	1,522,759	1,523,609	1,531,167	1,531,069
	大阪ガス	2,760,086m	2,784,242	2,791,345	2,800,448	2,811,254
	N T T	5,549,857m	5,576,797	5,581,741	5,585,293	5,585,125
人孔	関西電力	37,402 m ²	37,374	37,376	37,407	37,797
	大阪ガス	2,703 m ²	2,722	2,716	2,705	2,680
	N T T	57,652 m ²	57,538	57,547	57,528	57,512
線类等(架空線類)		5,529m	5,365	5,246	5,342	5,344
埋設管		17,388 m ²	18,405	18,386	18,730	18,788
アーケード		46,957 m ²	46,788	46,788	46,304	46,304
日よけ		6,277 m ²	5,644	5,357	5,047	4,625
上空・地下通路		1,469 m ²	1,469	1,469	2,368	2,368
看板		17,594 m ²	16,798	15,598	14,315	11,497
標識		1,328 本	1,304	1,307	1,307	1,518
高架下倉庫		1,656 m ²	1,688	1,698	2,473	2,317
囲い込み		2,682 m ²	2,675	2,675	2,653	2,442
都市型CATV		1,146,764m	1,215,801	1,390,224	1,520,974	1,521,359
認定電気通信事業		2,612,492m	2,772,201	2,832,968	2,918,697	2,946,220
短期占用分		857 件	850	930	1,101	1,021

(注) 占用料免除分は含まない(アーケード、上空・地下通路を除く。)

主な里道占用許可状況(三企業のみ)

区別 \ 年度		22	23	24	25	26
電柱	関西電力	219 本	238	245	280	283
	N T T	33 本	47	54	59	68
管路	大阪ガス	1,719m	1,796	2,091	2,222	2,813
上空線	関西電力	273m	323	323	323	323
	N T T	377m	377	377	377	377

道路占用料収入状況（下記里道占用料含む）

（単位 千円）

区別 \ 年度	22	23	24	25	26
占 用 料 収 入 額	2,993,834	3,041,578	3,142,259	3,164,256	3,144,455

里道占用料収入状況

（単位 円）

区別 \ 年度	22	23	24	25	26
占 用 料 収 入 額	1,446,058	2,312,287	2,259,306	2,506,770	1,870,691

2 道路工事調整会

道路占用工事と道路工事による道路交通の障害、不経済な道路の掘返し及び公衆災害を防止することを目的とし、電話、電気、ガス及び上下水道の各企業者、道路工事関係者、警察、消防等の関係機関が共同して、年4回の道路工事調整会を開催している。

調整会では、その目的達成のため、原則として3年以上の掘返し規制期間を定めるほか、同一箇所には2つ以上の工事が重複する場合には、その工法工期の合理的調整を行うとともに、各工事施行者に対して、長期的な展望に立った工事計画及び安全対策の確立を指導している。

また、年末年始、観光シーズン、祇園祭及び年度末の期間には、幹線道路等特定の路線について、特に工事規制期間を設けている。

3 アーケード連絡協議会

アーケードの設置については、防火上、交通上及び衛生上の弊害を伴うものであることから極力抑制する方針としており、建設局（土木管理部道路河川管理課、土木事務所）、都市計画局（建築指導部建築指導課、同建築審査課、広告景観づくり推進室、都市景観部景観政策課）、産業観光局（商工部商業振興課）、消防局及び警察で構成するアーケード連絡協議会を開催し、アーケードの設置及び改修を審査している。

4 「道路ふれあい月間」運動 ― 8月10日は「道の日」 ―

「道の日」は、道路の意義及び重要性に対する国民の関心を高めるために、国において、8月10日に制定された。

「道路ふれあい月間」運動は、毎年8月を「道路ふれあい月間」とし、道路環境を積極的に整備するとともに、道路の正しい利用と道路愛護の精神の周知徹底を図り、道路を常に広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的として、国土交通省の呼び掛けにより全国的に実施しているもので、本市においても市民に対する種々の啓発活動等に取り組んでいる。

平成26年度推進標語 「子や孫に つながていきたい 道がある」

【主な取組内容】

(1) 三色パトロール及び街頭啓発活動

警察、消防、及び道路管理者が合同で各管轄内の道路の状況をパトロールする。

同時に、商店街など市内各所で啓発用のポケットティッシュを配布し、道路の正しい利用について啓発活動を行っている。

(2) 企業者合同パトロール、道路工事安全講習会

道路管理者と電話、電気、ガス及び上下水道の各企業者が合同で工事箇所をパトロールし、道路復旧状況等の点検を行う。また、道路工事に関する安全講習会を実施し、事故の発生防止と安全意識の高揚を図っている。

5 道路監察

道路法では、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持及び修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない（第42条）、道路法に違反する行為に対しては、必要な措置を命ずることができる（第71条）とされている。また、この権限及び義務を代行させるため道路管理者は道路監理員を任命できるものとされている（第71条第4項）。

本市においても、各土木事務所に道路監理員を配置し、道路パトロールを実施することにより、違法行為等の改善指導及び取締りを行っている。

【道路監察の主要な業務】

- (1) 道路損傷及び汚損行為の改善指導
- (2) 道路不法占用及び不正使用行為の改善指導（看板、商品突出、放置車両、放置自転車等）
- (3) 道路の自然破損箇所の発見と措置
- (4) 道路工事現場の交通障害の発生防止並びに施行方法及び安全対策の指導
- (5) 道路に支障を及ぼす沿道の建築工事の指導

6 看板等路上物件適正化事業

道路の不法占用物件の大半を占める置看板、商品突出、上空看板及び日よけ等は、市内至るにあり、数量も膨大である。

このため、商業活動に起因するこれらの不法占用物件について、商店街や関係業者を中心に道路の正しい利用を呼び掛けるとともに、市内全域の実態調査を実施している。その結果に基づき、占用が認められる上空看板及び日よけについて、占用許可基準に適合するものは許可申請を行うよう、適合しないものは改善又は撤去するよう、文書又は訪問により指導している。

また、置看板及び商品突出等の占用が認められない物件については、撤去又は民地内へ収容するよう指導して、路上物件の適正化を図っている。

平成26年度巡回指導件数

訪問事業所数 23,253 件	物件種別	申請指導	改善指導
	上空看板	1,234	319
	日よけ	33	5,073
	置看板	—	906
	商品突出	—	293
	計	1,267	6,591

平成26年度物件数・許可件数

		平成25年度末 物件数	平成26年度中増減		平成26年度末	
			新設	撤去・収容	物件数	許可件数
上空看板	適合	16,439	406	1,863	14,982	8,288
	不適合	2,577	59	431	2,205	—
日よけ	適合	2,023	22	107	1,938	1,715
	不適合	7,475	65	340	7,200	—
計		28,514	552	2,741	26,325	10,003

※ 平成20年度から、日よけのうち固定式日よけを、適合物件から不適合物件に分類変更している。

※ 日よけの新設が（△）マイナスとなっているのは、固定式日よけ等の物件を適合から不適合に分類を変更したため。

7 河川及び水路等の占用

特定の者が一定の目的で河川敷や水路敷を独占的に使用しようとする場合（自分の家や店に通じる橋を架けたり、河川敷を利用して工事をしたりする場合）には、河川や水路等を安全に管理しておくために、河川・水路等の管理者による「占用許可」が必要となる。本市が管理する河川・水路等（農業用水路等を除く。）について、河川法及び京都市水路等管理条例に基づき、占用等の許可処分を行っている。

【許可件数（平成27年3月31日現在）】

	件数	内 訳			
		京都市等	国等	三企業分	個人・法人
従来市有水路	356	87	12	122	135
準用河川	147	77	7	37	26
旧国有水路敷	4,788	1,785	121	988	1,894
総件数	5,291	1,949	140	1,147	2,055

8 不法占用対策

不法占用対策では、占用許可の対象としていない家屋、店舗、物置小屋及び塀などの物件による不法占用を対象にその適正化に向けて取り組んでいる。

不法占用の中には、道路又は水路等と隣接地との境界が明確でない場合や不法占用物件が日常生活の基盤になっている場合もあり、解決の長期化が避けられない状況にある。

不法占用対策に当たっては、まず土木事務所から不法占用者に対して行政指導を行い、自主撤去の履行を促しているが、不履行の場合は法又は条例に基づく監督処分（除却、改善命令又は原状回復命令）を行い、場合によっては「告発」も行う。監督処分を行ってもなお履行されない場合は、土木事務所から道路河川管理課が事務を引き継ぎ、「行政代執行」又は「民事訴訟」等の手続を行っている。

道路、水路等の形態を有さず、将来においても機能の回復を必要としない場合には、当事者からの申請によって路線又は指定を廃止し、道路又は水路敷地を払い下げることにより、解決を図っている。

9 宅地開発等に伴う道路及び排水施設の指導

都市計画法第29条による開発許可申請に先立ち、同法第32条の規定により、開発行為に関係のある認定道路、里道及び水路等についての同意を与えるとともに、開発行為又は開発行為に関する工事によって新たに設置される道路及び排水施設の協議を行っている。

工事完了公告後、開発者から道路及び排水施設の引継ぎを受けるとともに都市計画法第40条の規定に基づいて道路及び水路敷地の帰属を受け、道路については道路法に基づく路線認定、区域決定及び供用開始手続に必要な資料の作成を行い、排水施設については京都市水路等管理条例による水路指定のための資料の作成を行っている。

また、道路管理者及び水路管理者以外の公的機関の事業に関連して、公的機関が自ら行う道路及び水路整備計画について、事前に協議するとともに、承認を与え、工事完了検査後、寄付等によって道路及び水路敷地を取得し、当該道路及び水路を道路法及び条例に基づく施設とするため、一連の法手続に必要な資料作成の指導を行っている。

宅地開発等に伴う都市計画法第32条協議の状況（道路）

年度	協議件数	総延長(m)	帰属面積 (㎡)
22	112	5,449	13,294
23	108	3,378	23,572
24	130	5,806	12,929
25	123	5,443	15,145
26	138	6,479	10,384

10 道路の現状変更

道路に関する工事及び維持については、道路管理者が行うのが原則であるが、道路管理者以外の者でも道路管理者の承認を受ければ道路に関する工事又は維持を行うことができる（道路法第24条）。一般にこのような工事を道路敷一部現状変更工事といい、工事を行おうとする者の申請に基づき、その工事の必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断し、承認又は不承認の処分を行っている。

承認を行った工事のうち道路区域の変更を伴うものについては、工事完了検査後に道路用地の寄付を受け、道路法に基づく区域変更及び供用開始に必要な資料の作成を行っている。

道路の現状変更申請状況

年度	申請件数	承認件数	区域変更を伴うものの総延長 (m)	道路敷地取得面積 (㎡)
22	672	668	599	3,606
23	680	675	397	774
24	631	627	898	614
25	664	656	1,226	1,423
26	610	604	189.73	1,031.18

11 通行規制に関すること

道路法では、道路管理者は、「道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合」及び「道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合」には、「道路の通行を禁止し、又は制限することができる。」（第46条）と規定している。これに基づき、異常気象時には、一定の通行規制基準による通行規制を行い、情報の提供を行うことにより事故防止に努めている。

異常気象時通行規制区間のうち、主要府道下鴨大津線について、当初連続雨量200ミリを超えた場合に通行規制を行うとしていたが、基準雨量に達するまでに落石・崩土の発生や隣接する滋賀県側区間との基準雨量の差異による通行規制の運用上の支障が生じていたため、「主要府道下鴨大津線異常気象時通行規制基準改定委員会」の審議答申を得て、平成24年7月に基準雨量を130ミリに改定した。

土 木 管 理 部 道 路 明 示 課

1 道路現況

一般的に「道路」といわれているものの中には、国又は地方公共団体が管理する公道と私人が管理する私道とがある（以下において「道路」とあるのは道路法上の道路をいう）。

市域内にある国道、府道及び市道の道路延長は、合わせると約 3, 6 0 4 km であり、国が直接管理している約 5 0 km を除く約 3, 5 5 4 km の道路を本市が管理している。面積にすると約 2, 5 0 8 ha（橋りょうを含む。）になる。

なお、市域内全道路の舗装率は、97.3%である。

区 別	行政区域面積 (k m ²) A	全 道 路 (橋りょう含む)		舗 装 道		舗 装 率		道 路 率
		延 長 (m) B	面 積 (m ²) C	延 長 (m) D	面 積 (m ²) E	D/B (%)	E/C (%)	C/A (%)
北	94.92	362,934	2,233,219	305,988	2,143,352	84.3	96.0	2.4
上 京	7.11	107,420	913,833	107,165	911,710	99.8	99.8	12.9
左 京	246.88	538,250	3,546,397	487,007	3,455,675	90.5	97.4	1.4
中 京	7.38	138,025	1,211,297	137,663	1,210,512	99.7	99.9	16.4
東 山	7.46	74,279	670,902	72,464	667,723	97.6	99.5	9.0
山 科	28.78	294,153	1,686,900	236,812	1,597,137	80.5	94.7	5.9
下 京	6.82	119,711	1,210,222	119,581	1,210,071	99.9	100.0	17.7
南	15.78	254,591	2,293,866	252,618	2,286,882	99.2	99.7	14.5
右 京	291.95	670,132	3,986,529	564,397	3,763,874	84.2	94.4	1.4
西 京	59.20	417,569	2,811,040	385,636	2,759,861	92.4	98.2	4.7
伏 見	61.62	626,942	4,516,911	558,924	4,393,089	89.2	97.3	7.3
計	827.90	3,604,006	25,081,116	3,228,255	24,399,886	89.6	97.3	3.0

参考舗装率

旧市街地(上・中・下)	99.8%	99.9%
周辺地(北・左・東・山・南・右・西・伏)	88.4%	96.9%

行政区域面積は、『京都市の推計人口』を採用
一般国道(指定)の数値は、平成26年4月1日現在の数値である。
但し、有料区間(京都縦貫自動車道、阪神高速8号京都線)は含まない。

道路・橋りよの現況

道 路 種 別		全 体				種 類 別 内 訳												ト ン ネ ル			
						道 路 (橋りょう・トンネルは除く)		永 久 橋			石 橋			木 橋							
								延長(m)	面積(m ²)	%	橋数	延長(m)	面積(m ²)	橋数	延長(m)	面積(m ²)	橋数				
一般国道(指定)		50,465	1.4	1,271,314	5.1	44,415	1,167,148	75	5,285	94,224							2	765	9,942		
一般国道(指定外)		114,394	3.2	1,109,514	4.5	108,142	1,050,592	131	2,669	26,352						1	3	11	6	3,580	32,559
主 要 府 道		178,937	5.0	1,939,038	7.9	174,733	1,893,951	182	4,070	44,506						3	18	8	3	116	574
一 般 府 道		248,914	7.0	2,301,139	9.2	243,024	2,237,883	316	5,495	59,532						1	3	3	2	392	3,721
主 要 市 道		45,221	1.3	913,017	3.7	43,974	891,056	35	1,247	21,962											
一 般 市 道		2,920,534	82.1	17,371,612	69.7	2,900,589	17,229,188	1,996	18,138	134,060	23	105	411	64	477	787	8	1,224		7,167	
小 計		3,558,463	100.0	24,905,635	100.0	3,514,876	24,469,817	2,735	36,904	380,635	23	105	411	69	501	809	21	6,077		53,963	
一 般 府 道 (自歩及び歩行者専用道)		18,697		60,681		18,625	60,466	5	72	215											
一 般 市 道 (自転車・歩行者専用道)		20,258		86,979		19,760	83,941	24	499	3,038											
一 般 市 道 (歩行者専用道)		6,588		27,821		6,558	27,747	6	30	74											
小 計		45,543		175,481		44,943	172,155	35	600	3,326											
合 計		3,604,006		25,081,116		3,559,819	24,641,972	2,770	37,504	383,961	23	105	411	69	501	809	21	6,077		53,963	

道路延長:
25,081,116 m²
道路面積:
2,862 橋

3,604,006 m²
25,081,116 m²
2,862 橋

(永久橋2770橋,非永久橋92橋(木橋69橋,石橋23橋))

平成26年4月1日現在

注)一般国道(指定)の数値は、平成26年4月1日現在の数値である。
但し、有料区間(京都縦貫自動車道、阪神高速8号京都線)は含まない。

道路改良率・舗装率の現況

平成26年4月1日現在																					
道 路 種 別	改良率〔 延長：59.9% 面積：80.7%〕				未 改 良				舗装道				砂利道				中央帯		路線数		
	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	面積 (㎡)	%			
一般国道(指 定)	50,465	100.0	1,271,314	100.0									50,465	100.0	1,271,314	100.0			36,385	2.9	5
一般国道(指定外)	96,484	84.3	1,021,129	92.1	17,911	15.7	88,385	8.0	114,394	100.0	1,109,514	100.0							7,634	0.7	3
主 要 府 道	130,446	72.9	1,723,347	88.9	48,491	27.1	215,691	11.1	172,810	96.6	1,926,454	99.4	6,127	3.4	12,584	0.6	29,802	1.5			22
一 般 府 道	157,377	63.2	1,902,706	82.7	91,535	36.8	398,433	17.3	234,854	94.4	2,255,370	98.0	14,058	5.6	45,769	2.0	16,561	0.7			63
主 要 市 道	44,513	98.4	909,673	99.6	708	1.6	3,344	0.4	45,221	100.0	913,017	100.0					23,742	2.6			8
一 般 市 道	1,632,928	56.0	13,198,145	76.1	1,287,606	44.1	4,173,467	24.1	2,564,967	87.9	16,748,735	96.4	355,567	12.2	622,877	3.6	172,067	1.0			12,934
小 計	2,112,212	59.4	20,026,315	80.5	1,446,250	40.7	4,879,320	19.6	3,182,711	89.4	24,224,405	97.3	375,751	10.6	681,230	2.7	286,190	1.2			13,035
一 般 府 道 (自転車・歩行者専用道)	18,697		60,681						18,697		60,681										1
一 般 市 道 (自転車・歩行者専用道)	20,258		86,979						20,258		86,979										147
一 般 市 道 (歩行者専用道)	6,588		27,821						6,588		27,821										47
小 計	45,543		175,481						45,543		175,481										195
合 計	2,157,756		20,201,796		1,446,250		4,879,320		3,228,255		24,399,886		375,751		981,229		286,190				13,230

注) 舗装道の面積には、歩道(舗装部分)及び中央帯を含む。
一般国道(指定)の数は、平成26年4月1日現在の数値である。
但し、有料区間(京都縦貫自動車道、阪神高速8号京都線)は含まない。

大 都 市 道 路 比 較 統 計 調 書

平成26年4月1日現在

種別 都市名	行政面積 k㎡	人口 人	人口密度 人/k㎡	道 路				橋 り				トンネル				立 体 構 造 断 面 積 延 長 m	面 積 ㎡	(43) 866			
				砂利道		舗装道		道路敷地		舗装率		永久橋		非永久橋					面 積 ㎡	延 長 m	所 数
				延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	面積 ㎡	率 %	橋数	延長 m	面積 ㎡	橋数	延長 m	面積 ㎡						
東京都	622.99	9,017,804	14,475	14,332	46,844	11,854,133	99,305,485	11,868,465	99,352,329	101,786,314	99.95	16.33	2,023	77,460	1,402,613	37	7,152	218,807	(43)		
札幌市	1,121.12	1,936,639	1,727	31,951	186,087	5,710,222	64,149,885	5,742,172	64,335,973	72,775,757	99.71	6.49	1,366	49,742	680,758	1	7	16	(18)		
仙台市	785.85	1,068,511	1,360	186,155	876,151	3,518,889	28,069,340	3,705,045	28,945,491	42,011,882	96.97	5.42	1,062	21,668	222,195	2	10	15	(6)		
新潟市	726.10	803,336	1,106	1,181,083	4,019,227	5,727,643	41,616,917	6,908,726	45,636,144	-	91.19	-	4,165	64,614	639,344	1	75	277	(35)		
さいたま市	217.49	1,246,180	5,730	682,387	3,507,944	3,474,102	20,031,745	4,156,489	23,539,689	23,922,440	85.09	10.99	1,229	18,773	193,275	11	80	242	(3)		
千葉市	272.08	962,424	3,537	286,495	707,673	3,063,888	23,633,587	3,350,383	24,341,260	25,122,594	97.09	9.23	565	18,577	231,912	2	10	30	(8)		
相模原市	328.82	721,178	2,193	334,771	-	2,046,754	-	2,381,525	14,969,926	15,469,080	-	4.76	635	18,136	-	9	108	-	(1)		
川崎市	144.35	1,440,474	9,979	243,154	554,164	2,245,757	16,356,732	2,488,911	16,910,896	17,550,887	96.72	12.16	613	12,917	177,273	1	2	1	(2)		
横浜市	435.21	3,702,093	8,506	126,886	412,014	7,568,901	53,651,504	7,695,786	54,063,518	54,063,518	99.23	12.42	1,715	56,893	568,715	5	31	58	(55)		
静岡市	1,411.93	716,450	507	65,106	138,983	3,187,699	22,712,266	3,252,805	22,851,249	25,357,975	91.22	1.77	2,634	58,324	732,355	12	68	101	(24)		
浜松市	1,558.04	810,843	520	1,165,157	2,945,231	7,332,828	45,712,117	8,497,985	48,657,348	61,295,915	93.94	3.93	5,782	70,407	582,079	89	1,034	1,771	(53)		
京都市	827.90	1,467,219	1,772	375,751	681,229	3,228,255	24,399,886	3,604,006	25,081,115	26,952,578	97.28	3.26	2,770	37,504	383,961	92	606	1,220	(23)		
大阪市	223.00	2,678,051	12,009	251,541	601,821	3,428,780	32,889,008	3,680,321	33,490,828	33,691,095	98.20	15.11	769	47,213	728,536	5	624	1,141	(5)		
堺市	149.99	840,059	5,601	16,746	52,297	2,071,131	16,996,136	2,087,877	17,048,433	18,370,914	99.69	12.25	635	20,895	293,118	1	2	7	(16)		
神戸市	553.12	1,536,203	2,777	1,555,226	2,348,954	4,365,125	33,098,036	5,920,351	35,446,990	35,446,990	93.37	6.40	2,068	45,564	538,568	28	185	306	(17)		
岡山市	789.92	703,443	891	1,175,111	2,256,555	5,295,528	30,330,962	6,470,639	32,587,516	38,263,501	93.07	4.84	9,017	65,226	518,247	613	2,289	5,910	(9)		
広島市	906.41	1,186,147	1,310	247,240	626,232	4,096,039	30,120,739	4,343,279	30,746,971	34,902,725	97.96	3.85	2,893	55,603	588,228	47	300	591	(15)		
北九州市	489.60	983,267	1,967	318,077	655,192	3,892,373	31,276,455	4,210,450	31,931,647	33,896,557	97.94	6.92	1,939	35,363	405,587	60	427	2,091	(9)		
福岡市	341.70	1,510,566	4,421	87,061	240,202	3,819,253	29,138,752	3,906,314	29,378,953	31,448,614	99.18	9.20	1,992	28,326	352,980	2	9	20	(4)		
熊本市	389.54	738,371	1,895	291,025	587,723	3,502,524	19,137,232	3,793,549	19,724,955	27,882,601	97.02	7.15	2,914	34,406	333,667	14	114	548	(1)		
名古屋市	326.43	2,268,217	6,949	153,081	395,760	6,235,000	5,594,763	6,388,081	5,990,522	59,707,018	99.30	18.29	1,042	45,005	361,167	2	29	166	(11)		

(注) 1. 立体横断施設の上段() 番は内書で、地下横断歩道数である。
2. 東京都、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、大阪市は平成25年4月1日現在の数値である。
3. 東京都の数値は、23特別区の数値である。
4. 新潟市の道路敷地面積及び道路率は、直轄国道において不明であるため、記載なし。
5. さいたま市、大阪市は国道指定区間を含まない数値である。
6. 相模原市のトンネルは国道指定区間を含まない。
7. 舗装率は舗装路面積の道路敷面積に対する割合で計算している。

2 道路の開設

道路の開設は、路線の認定及び区域決定並びに供用開始という一連の法手続を経てなされる。

「路線の認定」は、あらかじめ議会（府道は府会，市道は市会）の議決を得て知事又は市長が行う行為であり，この認定行為の次に認定した道路の延長と敷地の幅を定める「区域の決定」を行い，更に「供用開始」の公示をすることにより道路の開設がなされる。

なお，道路がその機能を失い一般の通行の用に供する必要がなくなった場合，又はこれに代わるべき道路が建設された場合は，従前の道路を廃止している。

市道路線の認定・廃止状況

年度	認 定 路 線		廃 止 路 線	
	路線数	延 長 (m)	路線数	延 長 (m)
22	42	5,308.9	9	877.6
23	19	1,940.9	8	362.6
24	28	6,459.5	3	141.6
25	41	10,850.9	17	2,511.6
26	22	5,986.7	5	294.2

3 私道の市道認定

本市においては，原則として次の基準すべてに適合して，市道とすることが必要と認められる私道を市道として認定している。

- (1) 道路の敷地は，分筆登記が完了していて，所有者が本市に寄付し，又は法律に基づき本市に帰属するものであること。
- (2) 道路は，不特定多数の人及び車両が通行していること。
- (3) 道路の起点又は終点の一方が道路法による道路に接続し，他方が公道又は学校，公園その他の公共施設に接続していること。
- (4) 道路の幅員は，全線にわたり6 m以上あること。ただし，公共性を有し，特に市道とする必要があると認められるものは，幅員が4 m以上又は建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けたものは，幅員が2.7 m以上でよい。
- (5) 本市が定める道路の構造等を満たしていること。

なお，昭和63年度から私道を市道に認定するに当たり，道路用地として寄付を受ける土地の分筆に要する測量費について，「京都市道路用地分筆測量費助成要綱」（昭和63年5月1日施行）に基づき助成することとした。

4 道路台帳整備

道路管理者は，道路の区域・構造，兼用工作物，占用物件等の基礎的な事項を総合的に把握しておく必要があるため，「道路台帳」を調製し，保管しなければならない。

そこで，昭和38年度から順次整備計画を立て整備してきたが，従来の手法では対応が遅れるため，航空測量方式による新3箇年計画を昭和59年度からスタートし，昭和61年度で現況に基づく道路台帳整備を完了した。

今後は，道路現況の変化に対応し，道路現況を正確に反映した道路台帳にするため補正作業を継続して実施していく。

5 特殊車両通行許可

道路法では、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両の大きさ及び重量等の一般的制限値を超える車両は通行させてはならないとされている。

しかし、一般的制限値を超えていても車両の構造又は積載物が特殊である場合であって、道路の構造の保全又は交通の危険を防止するために必要な条件を付して道路管理者が許可したものは、その通行が認められる。

一般的制限値

車 両 の 幅	2.5m
車 両 の 高 さ	3.8m
車 両 の 長 さ	12m
車 両 の 重 量	総重量 20 t 軸重 10 t 輪荷重 5 t
最小回転半径	12m

6 道路区域明示

本市が管理している道路の範囲を現地で隣接する土地所有者との協議により確定する手続を「道路区域明示」という。

これは、道路法第18条（道路の区域の決定及び供用の開始等）により確定した道路区域を現地で客観的に明らかに標示するものであり、何らかの法律上の効果を生じさせるものではない。

明示申請があれば、予備調査のうえ、関係隣接地主等の協力を得て現地で立会いを行い確定していくが、境界紛争の増加に対応して、法務局では昭和54年度から分筆等の手続に際し、道路区域明示図の提出を求めたこと、更に、昭和62年3月1日からは、分筆に当たり残地についても地積測量図を要することとしたことや社会情勢の変化により土地に対する市民の権利意識も高まっていることから、隣接土地所有者の同意が得ることが難しくなっており、明示業務が困難化している。

区別 年度	申 請 状 況			処 理 状 況			
	当年度 受 付	前年度 繰 越	合 計	明示済	取下げ	合 計	次年度 へ繰越
22	1,070	512	1,582	953	48	1,001	581
23	1,080	581	1,661	972	61	1,033	628
24	1,157	628	1,758	1,043	61	1,104	681
25	1,116	681	1,797	957	78	1,035	762
26	1,110	762	1,872	1,066	85	1,151	721

7 公共基準点維持管理

公共基準点については、市内に1級から3級まで約3,500点を網状に設置しており、世界測地系による座標値となっている。平成13年度から、基本測量長期計画による測地基準点体系の整備に準じ、京都市域を5分割して、5年サイクルで目視による確認、異常点の点検測量及び基準点の復元を行っている。平成14年度には、国の「測地成果2000」に基づき世界座標への変換を完了した。

今年度は、平成26年4月に国が三角点の標高成果を改定したため、公共基準点の標高成果も改定する。

(平成27年3月末現在)

種 別	1 級	2 級	3 級	合 計
屋 上 埋 標	133	246	3	382
地 上 埋 標	33	85	362	481
地下BOX埋標	29	193	2,430	2,652
合 計	195	524	2,791	3,515

8 里道・水路等に関する事務

平成11年度に地方分権一括法が成立し、平成12年4月から改正国有財産特別措置法とともに施行された。これにより、法定外公共物である里道・水路等の国有財産のうち、現に公共の用に供しているもので、道路法、河川法等の公物管理法の適用を受けない公共物（国有財産）については、平成17年3月31日に本市に譲与された。

譲与に伴い、同年4月1日から自治事務として財産管理、機能管理及び行政管理を本市が行うこととなり、建設局所管分については、道路明示課において、従来京都府が行ってきた土地境界明示等の財産管理に係る事務を行っている。

里道・水路等の延長距離

(単位：km，平成27年4月1日現在)

	全 市		
	建 設 局	産業観光局	計
里 道	999	186	1,185
水路等	1,602	412	2,014

里道・水路等境界明示件数

区別 年度	申 請 状 況			処 理 状 況			
	当年度 受 付	前年度 繰 越	合 計	明示済	取下げ	合 計	次年度 へ繰越
22	293	208	501	226	30	256	245
23	265	234	499	223	38	261	238
24	249	238	487	216	47	263	224
25	267	224	491	178	29	207	284
26	254	284	538	194	43	237	301

土 木 管 理 部 土 木 事 務 所

1 道路，里道，河川及び水路の維持管理

(1) 日常の維持管理

管内各所を道路パトロール車で巡回し，道路の破損及び汚損行為並びに不法占拠等の取締りと指導に努めるとともに，道路破損等における補修を職員により行っている。また，河川及び水路の不法占拠等の取締りと指導を行っている。

(2) 災害時の応急復旧

気象警報発令時には，土砂災害や河川の氾濫に備えて管内各所の監視に努めるとともに，災害発生時には迅速な復旧を行っている。

2 道路附属物の新設及び維持管理

(1) 道路照明灯

新設については，市民要望や現地調査を基に，道路照明灯設置基準によって設置している。また，市民通報や道路パトロール車による巡視によって既存設備の故障が判明した場合には，速やかに補修し，機能維持に努めている。

(2) 道路標識，反射鏡及び防護柵

新設については，交通事情や立地条件等を調査のうえ，必要に応じて設置している。また，既存設備については，道路照明灯と同様に機能維持に努めている。

3 道路，里道，河川及び水路の改修

魅力あるまちづくりを計画的に進めるため，地域の発展に寄与する公共土木施設の整備に努めている。



4 道路，里道，河川及び水路等の占用・使用許可等

- (1) 道路の占用許可
- (2) 道路の一部現状変更承認
- (3) 私道整備助成
- (4) 道路現況幅員証明
- (5) 街区公園の使用許可
- (6) 水路等の工事承認
- (7) 水路等の占用・形状変更許可

5 私道整備助成の受付

公共性のある私道の整備について、その費用の一部を助成する制度の申請を受け付けている。

6 所轄区域

土木事務所の所轄区域については、原則として行政単位で定めている。しかし、境界については、公共土木施設（道路及び水路等）については維持管理に支障をきたすことがないよう、公共土木施設を基準に定めている（「京都市土木事務所規則」参照）。

土木事務所	所 管 区 域	
	原 則	例 外
北 部	北区，上京区	左京，右京及び中京区の一部
左 京	左京区 (京北・左京山間部土木事務所所管区域を除く)	北，上京，東山，山科及び中京区の一部
東 部	東山区，山科区	下京，南，中京及び伏見区の一部
南 部	下京区，南区	中京，右京，西京及び伏見区の一部
西 部	中京区，右京区 (京北・左京山間部土木事務所所管区域を除く)	北，上京，下京，南及び西京区の一部
京北・左京山間部	右京区京北出張所管内， 左京区花背・久多出張所管内	北，左京及び左京区の一部
西 京	西京区	右京区の一部
伏 見	伏見区	山科及び南区の一部

1 総合的な自転車政策の推進

平成22年3月の「改訂京都市自転車総合計画」策定後、駐輪場の整備や撤去対策の強化等により、放置自転車対策については大きく前進した。

一方、ルール・マナーの遵守については、市民生活実感調査でも肯定的ではない意見が40%半ばで推移するなど、一定の課題が浮き彫りになった。

また、国においては平成24年の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定に続き、平成25年には改正道路交通法の施行により自転車の路側帯通行が左側に限定されるなど、自転車を取り巻く環境にも大きな変化が生じてきた。

このような背景を踏まえ、「改訂京都市自転車総合計画」前半の総括を行うとともに、自転車を取り巻く環境の変化や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、新たに生じた要因を鑑み、平成27年3月に「京都・新自転車計画」を策定した。

平成27年度からは、同計画に基づき、自転車のみえる化をキーワードに、自転車走行環境、ルール・マナー、自転車駐輪環境、自転車観光、健康・福祉など自転車関連施策に取り組み、総合的な自転車政策を推進する。

2 自転車走行環境の整備

自転車の安全を確保するため、事故率が低い「車道左側通行」の徹底と、安全な走行環境の確保を進めていく。

安全な走行環境の確保では、国内外からの来訪者も非常に多いという本市の特性を踏まえ、誰もが自転車の走る場所が分かるように、「みてわかる」、「体感してわかる」自転車走行環境の整備を進めるため、幹線道路は自転車走行推奨帯^{※1}を中心とした整備、細街路は路面表示等（ピクトグラム^{※2}）を中心とした整備を進め、幹線道路と細街路を含めた面的な整備によるネットワークの構築を図る。

平成27年度においては、自転車走行推奨帯^{※1}や路面表示等（ピクトグラム^{※2}）のデザインや設置基準の統一的な見解をマニュアル化した「京都市自転車走行環境整備ガイドライン（仮称）」を策定する。

平成28年度からは、策定したガイドラインに基づき、重点地区から順次整備を進めていく。

※1 自転車走行推奨帯：車道の東側に自転車が走行する位置を明示したもののこと。

※2 ピクトグラム：国籍・言語を越えてだれでも情報がわかる絵文字（サイン）のこと。

重点地区



ピクトグラム（自転車）

3 自転車等駐車場の整備

- (1) 行政、鉄道・バス事業者、民間事業者(助成金制度活用、占用事業者)による整備
平成27年度の取組として、京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度を活用した整備及び、道路占用等による公募型駐輪場整備を引き続き推進する。

平成26年度は、道路占用による公募型駐輪場整備として、阪急大宮駅に路上駐輪場を増設、JR桂川駅ではバイク駐車を整備し、平成27年2月には京都駅南口駅前広場整備事業の一環として地下機械式駐輪場の供用を開始した。

平成27年度には、京都駅南口の整備に合わせて、既存の駐輪場を撤去し、路上駐輪場のリニューアルを行うとともに、市庁舎建て替えに伴い閉鎖する寺町臨時自転車駐車場の代替施設として、市役所前広場において地下機械式駐輪場の整備を進めている。

今後も引き続き、自転車利用環境の向上を図るため、行政と鉄道・バス事業者、民間事業者等が、積極的に連携・協力して、自転車等駐車場の整備を推進する。

平成26年度 民間自転車等駐車場整備助成金制度を活用した駐輪場の整備実績

場 所	件数	収容台数			助成額 (千円)
		自転車	原付等	合計	
都 心 部	1 件	0	29	29	1,740
西 院 駅	1 件	35	6	41	1,760
丸 太 町 駅	1 件	59	0	59	2,360
出 町 柳 駅	1 件	66	0	66	2,640
JR 山 科 駅	1 件	114	25	139	1,360

京阪墨染駅	1 件	30	20	50	2, 400
JR 京都駅	1 件	0	14	14	840
今出川駅	1 件	46	5	51	2, 140
烏丸御池駅	1 件	60	0	60	2, 349
五 条 駅	1 件	0	47	47	2, 820
伏見桃山駅	1 件	134	20	154	4, 000
京阪丹波橋駅	1 件	86	0	86	3, 440
合 計	12 件	630	166	796	27, 849

(2) 集客施設等の付置義務による整備

平成 2 1 年 1 0 月に、対象施設の拡大及び設置基準の引下げ等の強化を図るべく改正された京都市自転車等放置防止条例に基づき、自転車利用者の目的先である対象施設設置者に自転車駐車場の設置義務を課していく。

付置義務自転車駐車場設置状況

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	12	24	34	33	33	52	46	28
収容台数	858	1, 786	2, 812	2, 386	1, 262	2, 164	6, 300	1, 191

< 参考 > 付置義務の対象となる施設と設置基準

対象施設	改正前		改正後	
	施設面積※1	設置基準 (㎡/台) ※2	施設面積※1	設置基準 (㎡/台) ※2
食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗	400 ㎡以上	20	300 ㎡以上	20
コンビニエンスストア	400 ㎡以上	20	150 ㎡以上	20
遊 技 場	400 ㎡以上	15	250 ㎡以上	15
銀 行	400 ㎡以上	25	400 ㎡以上	25
飲 食 店 ， 学 習 施 設			300 ㎡以上	20
官 公 署 ， 病 院 等			400 ㎡以上	25
博 物 館 等			1, 050 ㎡以上	70
スポーツ施設，レンタルビデオ店			250 ㎡以上	15
郵便局			150 ㎡以上	10
映画館，カラオケボックス			450 ㎡以上	30

4 自転車の安全利用の推進

自転車は手軽で便利な乗り物として、また健康的で環境にもやさしい乗り物として利用者が増加する一方、交通ルールや運転マナーの遵守が大きな課題となっている。

そこで、本市では平成22年12月から施行した「京都市自転車安心安全条例」に基づき、交通安全教室の開催などを通じて、自転車の意識啓発に取り組んでいる（平成27年度から所管を文化市民局から建設局に移管）ほか、地域の啓発活動（本所所管のもの 平成27年5月現在、3箇所）や放置自転車等防止啓発員による放置防止啓発活動の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組んでいる。

また、平成27年2月に創設した「京都市自転車安全利用推進企業制度」により、従業員に対する自転車安全教育や地域における自転車安全利用の推進に貢献しようとする企業を核とした市民参加型の自転車安全利用の推進を図る。

5 放置自転車等対策（啓発及び撤去）

自転車放置防止啓発及び撤去強化区域等での自転車等の即時撤去の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組んでいる。（平成27年5月現在、市内86箇所を即時撤去区域に指定）

平成27年度においては、「京都市自転車等放置防止条例」を改正し、7月1日から「自転車等撤去強化区域」を拡大する。

※ 自転車撤去強化区域とは（平成27年7月1日から）

- ・都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（同法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住宅専用地域及び第2種低層住宅専用地域を除く。）内に存する公共の場所
- ・自転車等が放置されることにより、機能に障害が生じ、又は良好な都市環境が損なわれるおそれがある公共の場所
- ・自転車等が放置されることにより、機能に著しい障害が生じ、又は良好な都市環境が著しく損なわれるおそれがある公共の場所以外の場所（不特定かつ多数の者が利用する道路、公園その他の場所に限る。）

放置自転車撤去・返還状況

年度		21	22	23	24	25	26
撤去回数	撤去強化区域内	599 回	797 回	975 回	942 回	774 回	1,156 回
	撤去強化区域外	869 回	1,587 回	2,110 回	2,238 回	1,949 回	3,105 回
	計	1,468 回	2,384 回	3,085 回	3,180 回	2,723 回	4,261 回
撤去台数	撤去強化区域内	47,689 台	55,695 台	45,861 台	44,387 台	38,572 台	35,172 台
	撤去強化区域外	26,985 台	30,549 台	21,921 台	19,586 台	16,031 台	14,057 台
	計	74,674 台	86,244 台	67,782 台	63,973 台	54,603 台	49,229 台
返還台数		47,333 台	55,993 台	44,037 台	42,925 台	36,414 台	34,733 台
返還率		63.4%	64.9%	65.0%	67.1%	66.7%	70.6%

放置原動機付自転車撤去・返還状況

年度	21	22	23	24	25	26
撤去回数	24 回	20 回	10 回	7 回	23 回	11 回
撤去台数	35 台	18 台	16 台	3 台	42 台	19 台
返還台数	31 台	16 台	11 台	2 台	27 台	5 台
返還率	88.6%	88.9%	68.8%	66.7%	64.3%	26.3%

撤去自転車等保管所

保管所名等	撤去場所
宝が池保管所 所在地：左京区松ヶ崎南 池ノ内町 5	国際会館駅，松ヶ崎駅，北山駅，修学院駅，北大路駅， 百万遍，洛北高校前，西賀茂車庫，今出川駅，千本北大路， 鞍馬口駅，地下鉄丸太町駅，元田中駅，茶山駅，高野， 錦林車庫の各周辺
十条保管所 所在地：東山区福稲川原町 1	出町柳，神宮丸太町駅，三条京阪，四条京阪，清水五条駅， 七条駅，東福寺駅，伏見稲荷駅，深草駅，藤森駅，祇園， 蹴上駅，東山三条，熊野神社前，J R 藤森駅の各周辺及び 鴨川河川敷（葵橋上流から塩小路橋までの間）
石田保管所 所在地：伏見区石田森東町 46	御陵駅，山科駅，東野駅，柳辻駅，小野駅，醍醐駅， 桃山南口駅，中書島駅，淀駅，六地藏駅，J R 桃山駅， 観月橋駅，石田駅の各周辺
吉祥院保管所 所在地：南区吉祥院 仁木ノ森町 10	桂駅，上桂駅，西大路駅，松尾駅，洛西口駅，西京極駅， 桂川駅，四条天神川，西大路七条の各周辺
三条千本保管所 所在地：中京区壬生 天池町 5-2	花園駅，円町駅，二条駅，北野白梅町駅，JR 嵯峨嵐山駅， JR 太秦駅，二条城前駅，西院駅，四条大宮，寺町二条， 西大路御池駅，太秦天神川駅，千本丸太町，四条西洞院， 西洞院御池，帷子ノ辻駅，梅津段町の各周辺及び都心部（先 斗町通，綾小路通，両替町通及び押小路通で囲まれた区域）
くいな橋保管所 所在地：伏見区竹田 中島町 20-1	丹波口駅，地下鉄五条駅，京都駅，九条駅，地下鉄十条駅， くいな橋駅，竹田駅，東寺駅，近鉄十条駅，上鳥羽口駅， 伏見駅，丹波橋駅，大手筋（伏見桃山駅・桃山御陵前駅）， 向島駅の各周辺

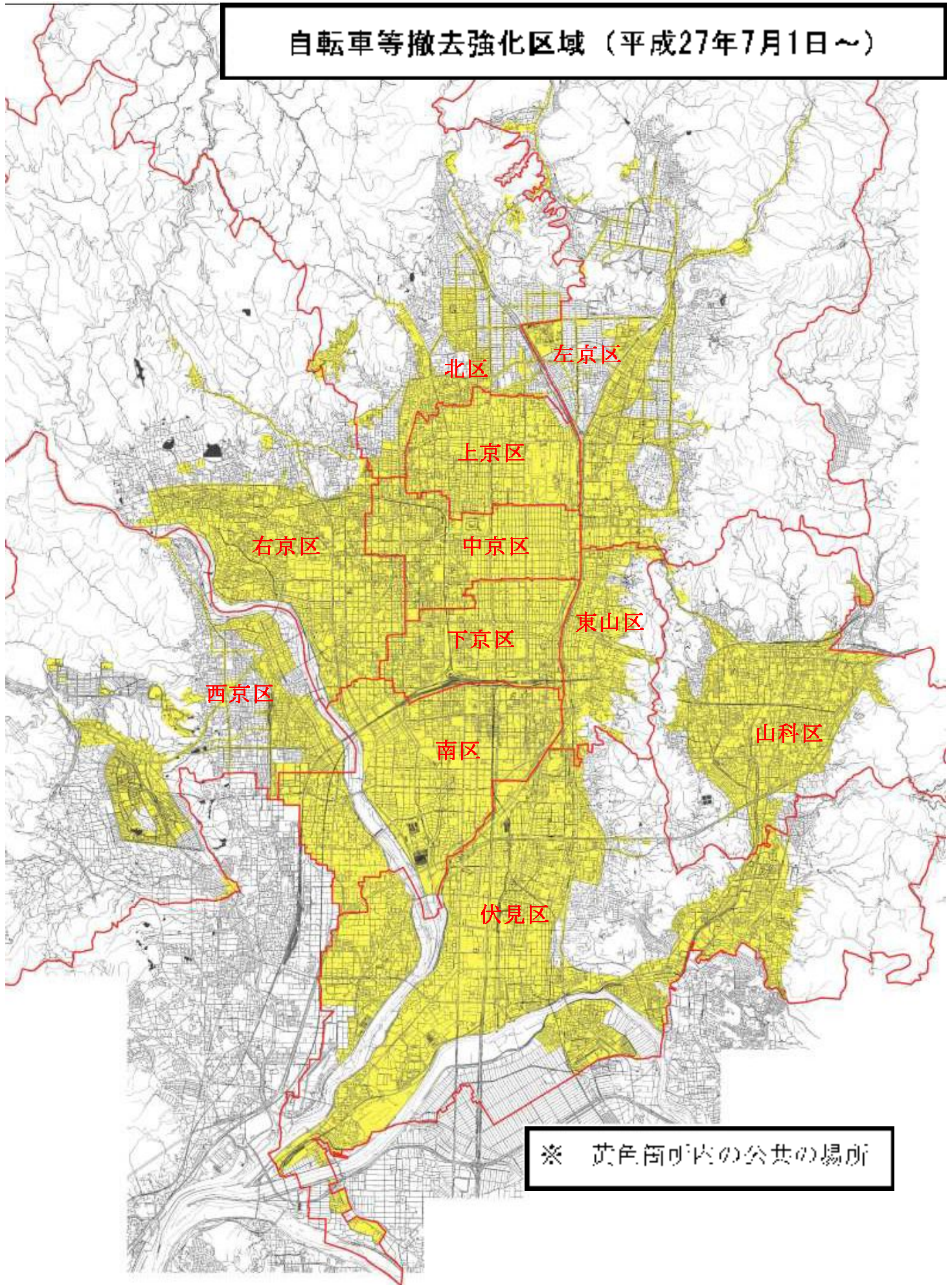
6 放置自動車対策

放置自動車対策については、平成14年4月1日に施行した京都市自動車放置防止条例に基づき、実施している。

放置自動車強制撤去状況

年 度	21	22	23	24	25	26
撤去台数	61	28	8	19	10	7

自転車等撤去強化区域（平成27年7月1日～）



※ 黄色箇所内の公共の場所

自転車等駐車場

平成 27 年 5 月 31 日現在

北区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
西賀茂	250	150	—	—	

左京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
松ヶ崎駅	1,200	150	—	—	
国際会館駅	3,000	150	250	—	

中京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
円町駅	761	150	250	—	
二条駅南	1,060	150	—	—	
御射山	1,008	※1	※2	—	※1 1時間まで無料, 1時間超5時間まで100円, 5時間超10時間まで150円, 10時間超24時間まで200円, 24時間超, 24時間毎に200円加算 ※2 1時間まで100円, 1時間超5時間まで200円, 5時間超10時間まで250円, 10時間超24時間まで300円, 24時間超, 24時間毎に300円加算
西大路御池駅	435	150	250	—	

山科区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
山科駅	1,900	150	250	—	
東野駅	900	150	—	—	
御陵駅南	200	150	—	—	
御陵駅北	100	月極のみ	月極のみ	—	
栂辻駅	800	150	—	—	
小野駅	465	150	250	—	

下京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
梅小路公園七 条入口広場	169	※	—	—	※3時間まで無料, 以降150円
	47	—	※		※1時間まで無料, 以降120分毎100円
梅小路公園大 宮南口	76	※	—	—	※3時間まで無料, 以降150円

南区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
八条口西	204	月極のみ	—	—	
八条口東	204	月極のみ	—	—	
東寺駅	540	150	250	—	
近鉄十条駅	350	150	250	—	
西大路駅北	200	月極のみ	—	—	
桂川駅東	800	150	250	—	
桂川駅西	1,000	150	250	—	

右京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自 転 車	原付	自動二輪	
太秦	1,021	150	250	—	
西院	954	150	—	—	
西京極	780	150	—	—	
花園駅	780	150	250	—	
太秦天神川 駅	1,036	150	250	—	
嵯峨嵐山駅	383	150	—	—	

西京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自 転 車	原付	自動二輪	
桂駅西口	1,721	150	—	—	
桂駅東口	500	150	—	—	
桂駅南	451	150	250	—	
松尾大社駅	200	150	250	—	

伏見区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自 転 車	原付	自動二輪	
石田駅	650	150	250	—	
上烏羽口駅	400	150	250	—	
醍醐駅	1,000	150	—	—	
桃山駅	126	無料	—	—	
JR 藤森駅	340	無料	—	—	

北区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
大宮交通公園駐車場	普通車	15	30 分毎 100	

上京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
出町駐車場	普通車	159	30 分毎 150	
	自動二輪車	80	30 分毎 60	
	自転車	540	150	

左京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
銀閣寺観光駐車場	バス	12	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで
	タクシー・ハイヤー	40	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	15	400	
	自転車	5	200	

中京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
御池駐車場	普通車	442	30 分毎 250	
	自動二輪車及び 原付	403	30 分毎 100	

東山区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
清水坂観光駐車場	バス	55	2,500	有料供用時間 午前 0 時から 午後 12 時まで
	タクシー・ハイヤー	59	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	31	400	
	自転車	30	200	
鴨東駐車場	普通車 (うちハイルー フ)	131 (30)	30 分毎 250	
円山駐車場	普通車	134	30 分毎 250	
	自動二輪車	10	30 分毎 100	

下京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
四条烏丸駐車場	普通車	294	30 分毎 250	
	自動二輪車	210	30 分毎 100	
	自転車	150	150	
梅小路公園 おもいやり駐車場	普通車	119	2 時間まで 平日 800 土日祝 900 以降 60 分毎 200	交通弱者専用
梅小路公園 大型バス駐車場	バス	26	8:00～17:00 3 時間まで 2,000 以降 60 分毎 500 17:00～8:00 60 分毎 500	

右京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
嵐山観光駐車場	バス	37	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで
	タクシー・ハイヤー	105	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	5	400	
	自転車	10	200	
高雄観光駐車場	バス	14	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで ※1
	タクシー・ハイヤー	40	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	5	400	
	自転車	5	200	

※ 主な料金のうち、注記がない場合には 1 日 1 回の料金を示す。

※1 11 月 1 日から 12 月 31 日までの期間のうち市長が告示で定める期間に限る。

7 一般財団法人京都市都市整備公社

駐車場の設置、管理及び運営を行うとともに、交通安全思想を普及徹底することにより、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、昭和43年9月16日に設立した後、土地区画整理事業の施行並びに、土地区画整理事業及び公共施設造成事業の啓発及び育成を行い、公共の福祉に寄与することを目的とした京都市土地区画整理協会と平成21年4月1日に合併し、京都市都市整備公社となった。

公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に一般財団法人へ移行し、次に掲げる事業を行っている。

- (1) 駐車場の設置及び運営管理並びに管理の受託
- (2) 駐車場の整備拡充のための広報
- (3) 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研究並びに関係行政機関への協力
- (4) 交通環境の改善及び地域振興に資するための助成事業
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動の推進
- (6) レンタル事業
- (7) 排水機場の管理受託
- (8) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業実施の啓発及び奨励
- (9) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業施行に関する指導、調査及び研究
- (10) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業に関する事務の受託
- (11) 土地区画整理事業資金借入の斡旋
- (12) 土地区画整理事業に係る研究会及び講習会の開催
- (13) 土地区画整理事業施行者相互の連絡
- (14) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業